

自 令和4年6月 6日
至 令和4年6月10日

令和4年第2回平内町議会定例会
会 議 録

平内町議会事務局

令和4年第2回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	12
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第1号（6月6日 月曜日）	17
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第2号（6月8日 水曜日）	21
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（地域整備課長 佐々木隆志君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 亀田弘徳君	

答 弁 (町 長 船橋茂久君)
 (平内中央病院事務局長 小形正樹君)
 (総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君)

1、質 疑	47
1、議 案 付 託		
1、陳 情 付 託		
1、休 会 提 議		
1、散 会		
第3号(6月10日 金曜日)	49
1、本日の会議に付した事件		
1、出席議員及び欠席議員		
1、法121条による出席者		
1、出席事務局職員		
1、開 議		
1、総務福祉常任委員会報告		
1、経済文教常任委員会報告		
1、表 決	52
議案第46号		原案可決
陳情第1号		採 択
陳情第2号		採 択
1、表 決	53
議案第47号		原案可決
1、表 決	53
議案第48号		原案可決
1、表 決	53
議案第49号		原案可決
1、表 決	54
議案第50号		原案可決
1、表 決	54
議案第51号		原案可決
1、表 決	55
議案第52号		原案可決
1、表 決	55
議案第53号		同 意
1、表 決	55
発議第4号		原案可決
1、提出議案の上程 提案理由説明 (町長 船橋茂久君)		
1、表 決	56
議案第54号		原案可決
1、議員派遣の件	56
		承 認

(追加日程)

1、表 決	57
発議第 5 号		原案可決
1、表 決	58
発議第 6 号		原案可決
1、町長挨拶 (町 長 船橋茂久君)		
1、閉 会		

〔参考登載〕

平内町告示第47号

令和4年第2回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年6月2日

平内町長 船橋 茂久

記

1. 日 時 令和4年6月6日（月） 午前10時
2. 場 所 平内町議会議場

令和4年第2回平内町議会定例会 会期日程表

令和4年6月6日招集

月 日	開議時刻	件 名
6月6日 (月)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 会 ・ 開 議</p> <p>第 1 会議録署名議員の指名</p> <p>第 2 会期の決定</p> <p>第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明)</p> <p>散 会</p>
6月7日 (火)		休 会
6月8日 (水)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 一 般 質 問</p> <p>第 2 質 疑</p> <p>第 3 議 案 付 託</p> <p>第 4 陳 情 付 託</p> <p>散 会</p>
6月9日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)

月 日	開議時刻	件 名
6月10日 (金)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 2 議案第47号</p> <p>第 3 議案第48号</p> <p>第 4 議案第49号</p> <p>第 5 議案第50号</p> <p>第 6 議案第51号</p> <p>第 7 議案第52号</p> <p>第 8 議案第53号</p> <p>第 9 発議第 4 号</p> <p>第10 議案上程</p> <p>第11 議案第54号</p> <p>第12 議員派遣の件</p> <p>追加日程</p> <p>第13 発議第 5 号</p> <p>第14 発議第 6 号</p> <p>閉 会</p>

令和4年第2回平内町議会定例会

6月6日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

令和4年第2回平内町議会定例会

6月8日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 議 案 付 託

日程第 4 陳 情 付 託

散 会

令和4年第2回平内町議会定例会

6月10日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

開 議

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 総務福祉・経済文教常任委員会報告 |
| 日程第 2 | 議案第47号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 3 | 議案第48号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 4 | 議案第49号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 5 | 議案第50号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕 |
| 日程第 6 | 議案第51号 財産の取得について〔平内町消防団口広分団小型動力ポンプ付積載車〕 |
| 日程第 7 | 議案第52号 平内町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第 8 | 議案第53号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案 |
| 日程第10 | 議案上程（提案理由及び議案概要説明） |
| 日程第11 | 議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第12 | 議員派遣の件 |
| (追加日程) | |
| 日程第13 | 発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案 |

日程第 14 号 発議第 6 号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める
意見書案

(町長挨拶)

閉 会

令和4年第2回平内町議会定例会会議録

令和4年6月 6日 開 会

令和4年6月10日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第46号 令和4年度平内町一般会計補正予算案
- 議案第47号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第48号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第49号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第50号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕
- 議案第51号 財産の取得について〔平内町消防団口広分団小型動力ポンプ付積載車〕
- 議案第52号 平内町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第53号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について

2、議員提出案件

- 発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案
- 発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案
- 発議第6号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案

3、陳 情

- 陳情第1号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について
- 陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

4、報 告

- 報告第14号 令和3年度平内町一般会計繰越明許費の繰越計算書について
- 報告第15号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費の繰越計算書について
- 報告第16号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計繰越明許費の繰越計算書について
- 報告第17号 令和3年度平内町介護保険特別会計繰越明許費の繰越計算書について
- 報告第18号 令和3年度平内町一般会計継続費の繰越計算書について
- 報告第19号 専決処分した事項の報告について〔和解について〕
- 町政経過報告
- 例月出納検査結果報告書

令和4年6月10日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第46号	令和4年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	処理妥当

令和4年6月10日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第95条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	委員会の意見	審査の結果
陳情第1号	女性トイレの維持及びその安心安全の確保について	願意妥当	採択すべきもの
陳情第2号	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情	上記に同じ	上記に同じ

令和4年6月10日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第46号	令和4年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	処置妥当

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
日程第2、会期の決定
日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）
-

出席議員 10名

議長 船橋健人君 副議長 木村良一君 2番 田中大君
3番 小笠原智鶴子君 4番 亀田弘徳君 5番 田中茂勝君
6番 太田満則君 8番 倉内清一君 9番 佐々木徳正君
10番 田中光弘君

欠席議員 1名

7番 七尾 潔君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長 船橋茂久君	副町長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊仁志君
町民課長 工藤隆之進君	福祉介護課長 塩越信子君
福祉介護課指導監 竹達暁教君	健康増進課長 松山秀子君
健康増進課指導監 大水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田千代志君
水産商工観光課長 畑井幸治君	地域整備課長 佐々木隆志君
地域整備課上下水道管理室長 近藤 吏君	会計管理者 飯田剛志君
平内中央病院事務局長 小形正樹君	消防監消防署長 木村秀人君
教 育 長 渡辺伸一君	学校教育課長 須藤鉄博君
生涯学習課長 船橋英樹君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一成 事務局長補佐 片山潤一

振鈴（午前10時 開 会）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第2回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

ただちに本日の会議を開きます。

会議は、議事日程表第1号により進めます。日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭をとらせますので、全文を続けて朗読願います。全員ご起立願います。

(町民憲章を朗読した)

議 長 (船橋健人君) ご着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長 (佐々木一成) それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました、案件は「議案第46号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第47号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、「議案第48号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第49号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」、「議案第50号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕」、「議案第51号 財産の取得について〔平内町消防団口広分団小型動力ポンプ付積載車〕」、「議案第52号 平内町過疎地域持続的発展計画の変更について」、「議案第53号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」以上8件であります。

次に、議員提案は「発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」の1件であります。

また、今定例会までに受理した陳情書は「陳情第1号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」、「陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」の以上2件であります。

次に、報告関係では、町長より「報告第14号 令和3年度平内町一般会計繰越明許費の繰越計算書について」、「報告第15号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費の繰越計算書について」、「報告第16号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計繰越明許費の繰越計算書について」、「報告第17号 令和3年度平内町介護保険特別会計繰越明許費の繰越計算書について」、「報告第18号 令和3年度平内町一般会計継続費の繰越計算書について」、「報告第19号 専決処分した事項の報告について」〔和解について〕。また「町政経過報告がありましたので、各位に配布しております。

次に、平内町監査委員からは、「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布しております。

また、参考資料として、「沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う小規模事業者等への支援要望について」は、各位に資料配布してありますので報告いたします。

また、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元に、お配りしてありますので、ご了承願います。

以上で、議長報告の朗読を終わります。

議 長 (船橋健人君) 以上で諸報告を終わります。これより日程に入ります。

◇

日程第1、会議録署名議員の指名

議 長 (船橋健人君) 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番田中 大君、3番小笠原智鶴子君を指名します。

◇

日程第2、会期の決定

議 長（船橋健人君）日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から6月10日までの5日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月10日までの5日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。



日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議 長（船橋健人君）日程第3、「議案第46号」から「議案第53号」まで以上8件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）おはようございます。

本日ここに、令和4年第2回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会には、本年度の一般会計補正予算案及び条例の改正案等、合わせて8件を提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ、議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、「議案第46号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、急を要する事務、事業等の費用を計上し、歳入歳出ともに5,252万6千円を増額し、補正後の予算総額は、歳入歳出ともに74億3,920万3千円となったものであります。

補正の主なものとして歳出では、低濃度PCB廃棄物処分委託料、住民税非課税世帯及び子育て世帯生活支援特別給付金事業費、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、山村開発センター備品購入費、平内町地域活性化住宅リフォーム支援事業補助金等を新規及び増額計上いたしました。

これら歳出に対する歳入の財源として、歳出に関連した補助金及び町債等を計上し、なお不足する額は、財政調整基金から繰入し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第47号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」であります。地方税法の一部を改正する法律とそれに伴う施行令及び施行規則等の一部を改正する政令や省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和4年4月1日から施行されることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第48号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第49号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」であります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免を、令和4年度も引き続き行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第50号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕」であります。現在保有する除雪グレーダは平成6年に購入したもので、25年以上が経過し、近年は老朽化により故障が多発しております。この度、社会資本整備総合交付金を活用し、更新するものであり、去る5月13日指名競争入札を実施したところ、コマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー建機青森支店が落札し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第51号 財産の取得について〔平内町消防団口広分団小型動力ポンプ付積載車〕」がありますが、本案は、消防団口広分団の小型動力ポンプ付積載車の購入にかかわるもので、平成10年3月に取得した小型動力ポンプ付積載車は、年数の経過によりポンプ性能の低下、故障等のほか、沿岸地域のため、車体の腐食も著しいことから今般、購入することとし、去る5月13日指名競争入札を執行したところ、有限会社青森消防設備が落札し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第52号 平内町過疎地域持続的発展計画の変更について」がありますが、今回の変更は「つきのき聖苑運営事業」及び「町民バス高齢者等無償化事業」の追加並びに目標に関する数値、字句の訂正について議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第53号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」がありますが、現委員の船橋正昭氏は本年6月25日をもって任期満了となりますが、同氏は人格、識見ともに優れた方でありますので、適任者と認め、引き続き選任いたしたく、満場一致での御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御議決、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長（船橋健人君） 以上で本日の日程は終了いたしました。



議 長（船橋健人君） 明日7日は議案熟考のため休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、明日7日は休会と決定しました。

来る8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

どうも御苦労様でした。

（午前10時24分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1、一般質問
日程第2、質 疑
日程第3、議案付託
日程第4、陳情付託
-

出席議員 10名

議長 船橋 健人君 副議長 木村 良一君 2番 田中 大君
3番 小笠原 智鶴子君 4番 亀田 弘徳君 5番 田中 茂勝君
6番 太田 満則君 8番 倉内 清一君 9番 佐々木 徳正君
10番 田中 光弘君

欠席議員 1名

7番 七尾 潔君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船橋 茂久君	副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤 英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊 仁志君
町民課長 工藤 隆之進君	福祉介護課長 塩越 信子君
福祉介護課指導監 竹達 暁教君	健康増進課長 松山 秀子君
健康増進課指導監 大水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田 千代志君
水産商工観光課長 畑井 幸治君	地域整備課長 佐々木 隆志君
地域整備課上下水道管理室長 近藤 吏君	会計管理者 飯田 剛志君
平内中央病院事務局長 小形 正樹君	消防監消防署長 木村 秀人君
教育長 渡辺 伸一君	学校教育課長 須藤 鉄博君
生涯学習課長 船橋 英樹君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一成 事務局長補佐 片山 潤一

午前10時00分 開議（振鈴）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。



日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、2番田中 大君の登壇を許します。（「議長、2番」の声あり）はい、2番田中 大君。

2番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ収束に向かう傾向が見受けられないことを憂慮しておりましたが、青森県が5月31日に「マスク着用の考え方」を公表しました。政府の方針を踏襲し、人との距離を確保できる場合には、屋内で会話する場合を除いて着用の必要はないなどとしております。これから高温多湿の時期を迎える中、新たな対応が示され、いよいよウィズコロナの時代に突入したものと実感させられました。

また、三村知事は「夏祭りなどの主催者は、適切な感染防止策を講じた上で開催してもらいたい、県としても感染防止対策と経済を回す取組の両立を図っていきたい」と述べておりましたので、我が平内町においても夏祭りなどの開催に加え、町商工会の陳情書にあったとおり、小規模事業者等への支援をいただき、県の考え方と同様、経済も回していただくよう期待しているところでございます。

さて、日本では国際的な原材料価格の上昇に加え、ロシアのウクライナ侵攻、そして円安が加わり、値上がりラッシュが予想されております。ただでさえコロナの影響で経済が回っていない中、さらなる不安要素が加わることとなりますので、町民の生活を守るためにも今後の国の動きを注視し、必要な対策を速やかに講じていただきますようお願いいたしまして、一般質問に入ります。

「高齢者のデジタル対応政策について」と題しまして、携帯電話と言えは今やスマートフォン、通称スマホの普及が進み、主流となっておりますが、以前からの使いやすさから、押し式のボタンがついたタイプの携帯電話、通称ガラケーを愛用している高齢者が私の周りにも多数おります。携帯電話の通信サービスを行っている会社では、2000年頃からサービスが開始されました3G回線のガラケー利用者が減少傾向にあり、それに伴って通話やデータ通信を行うために提供している各メーカーの3G回線通信システムサービスを終了することとなっております。大手3社では、auが2022年3月31日をもって終了、ソフトバンクが2026年1月下旬、NTTドコモが2026年3月頃の終了予定となっているとのことでした。

よって、auにおいては、3G携帯電話、3Gスマホ、auVoLTE非対応のスマホは使用できなくなることから、販売店では4Gや5Gに対応するガラホやスマホへの切り替えなどを盛んに宣伝しております。しかしながら、高齢者にとってスマホへの切り替えは料金面や機能システムの使い勝手などにハードルが高いと思われる方が多数存在していることは間違いありません。

内閣府の情報通信機器の利活用に関する世論調査によれば、70歳以上の6割近くがスマホやタブレットを使用しておらず、そのため高齢者がスマホを購入する際に、自治体が独自に費用を助成する動きが全国に広がっており、デジタル化の波に取り残される人を減らし、孤立ゼロを目指すのが狙いということのようです。

ほかに調べてみると、茨城県東海村では、昨年2021年10月より、スマホを購入した65歳以上の村民に費用の一部を補助する事業を始めました。2022年1月末までに村が指定した店で従来型のガラケーからスマホに買い替えた人に2万円を上限に補助しました。購入後は基本操作やアプリのインストール方法など6回の講座を受けるのが条件で、補助金はスマホから申請してもらったそうであり、国の新型コロナウイルス対策の臨時交付金を活用し、600万円を計上したとのことで

した。

また、情報収集なども併せてスマホの活用は日常生活において便利な反面、危険な落とし穴も明らかになっております。警察庁発表の令和2年特殊詐欺の認知件数は1万3,550件、被害額は285億2,000万円であり、そのうちスマホを使った詐欺においてもワンクリック詐欺、フィッシング詐欺など、不正なアプリケーションのインストールやID、パスワードの入力を促すショートメッセージを使った詐欺が近年増えてきているようです。

そこで、3G回線の通信システムサービスが終了となるにつれ、スマホへの切り替えが加速していくことから、高齢者に対してのスマホ教室等がメーカー販売店以外に様々な自治体でも展開されています。昨年9月1日、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足しました。デジタル庁は日本国民の幸福を何よりも優先し、国や地方公共団体、民間事業者などの関係者と連携して、社会全体のデジタル化を推進する取組を牽引するとしています。マイナンバーや保険証、運転免許証などがデジタル化によりスマホ1台で来るべきデジタル社会に対応する時代が目前です。

インターネット等を使える人と、使えない人との間に生じる情報格差、いわゆるデジタルディバイド解消のため、これに対応すべく町独自での高齢者に対する機種購入代金補助や、スマホ教室の開催が不可欠であり、誰一人取り残さないまちを目指さなければなりません。町長の見解をお伺いします。以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 皆さん、おはようございます。

田中 大議員のご質問にお答えをいたします。

「高齢者のデジタル対応政策について」であります。急速に進む高齢化と社会全体のデジタル化に伴い、高齢者のデジタルディバイドは大きな社会問題となっております。例えば、2020年度に内閣府が実施した「情報通信機器の利活用に関する世論調査」によりますと、スマートフォン等を利用していないと回答した人の割合は、60歳から69歳で25.7パーセント、70歳以上では57.8パーセントとなっており、他年代の9パーセント未満と比較するとかなり高く、スマホ等の利用状況には依然として世代間の格差が見られる結果となっております。議員ご指摘のとおり、3G回線サービスは、本年3月末を皮切りに、2026年末にかけて、各社ともサービスを終了する予定となっており、電話もメールも利用できなくなりますので、ガラケーを使っている高齢者への影響が大きいことは明らかであります。

現在、行政手続のオンライン化など、暮らしに関わる様々な分野でデジタル化が進められる中、デジタルディバイドを解消し、高齢者をはじめとした誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現することが大変重要なことであると認識しております。国では、昨年度より高齢者等のデジタルディバイド対策として、スマホの基本的な利用方法やマイナンバーカードの申請、利用方法など、スマホによる行政手続等に関する講習会を、携帯電話事業者を主体として全国の携帯ショップ等で実施しております。当町におきましても、昨年度、生涯学習課で行っている「ひらないカレッジ」の講座において、携帯電話事業者に講師を依頼し、スマホ教室を開催いたしました。講座の内容につきましては、実際にデモ機を使用して、電話のかけ方、カメラやインターネットの使い方といったスマホの基本的な利用方法についての体験となっております。今後は、少人数で複数回数の講座を行うなど、より効果的な開催方法を検討していきたいと考えております。

なお、町独自での高齢者に対する機種購入代金補助につきましては、現在のところ町の日程には載っておりませんが、誰一人取り残さないスマート自治体の構築に向けて高齢者のデジタルディ

バйд解消に向けた取組が必要と考えておりますので、国や全国の自治体の動向を注視しながら、対応してまいりたいと思っております。以上です。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、2番田中 大君。

2番（田中 大君） 町長から前向きな答弁をいただいたと認識しております。今後は少人数で複数回の講座を行うことなどを検討するとのことでありました。実際に何とか開催していただきますようよろしくお願いいたします。

また、機種購入代金補助につきましては、全国の動向を注視しながら対応するとのことでありましたので、全国の動きに遅れることなく対応していただきますよう重ねてお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（船橋健人君） 2番、田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、10番、田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） おはようございます。通告の順に従いまして一般質問を行います。

私の質問は、「防災対策について」であります。

初めに、配電線切断防止対策について質問いたします。

管内幹線沿いには電線、電話線が張り巡らしています。国道、県道の町内会が途切れた道路沿いの配線の周辺には樹木が多数生え茂り、随所に太い枝が電線の電圧線と電話線に覆い、寄りかかり、押し下げているのが見られます。特に最近は目につくようになりました。電気関係に携わっている方によりますと、樹木の枝は電線から20センチメートル以上離れていなければ駄目だということであり、国道、県道沿いの樹木の中には、枝が比較対象20センチメートル以下、それも太い枝が多数占めていることに対して、東北電力関係者はどのように見ているのか対応が気になるところであります。地球温暖化の影響で海水温が上昇傾向にあり、今後台風発生頻度が高まり、巨大化することが科学的に立証されています。このまま放置するならば、さらに樹木の成長とともに、接触による電線の傷み、切断による停電の可能性が懸念されます。

そこで、国管理の国道沿いの電線に覆いかぶっている樹木に対する認識はいかがか。

同じく県管理の県道沿い、町管理の町道沿いについての認識をお伺いいたします。

また、今後の対処についてもお伺いいたします。

次に、日本海溝・千島海溝巨大地震による津波対策に対してであります。

11年前の東日本大震災を教訓に防災計画が見直しされています。当町においては、当時、停電にはなりましたが被害に遭わず、また、その後の台風、地震の多発している西日本、東日本自治体に比べ、被害がなかったことから、平内町は災害のない町であると、安易には禁物ではありますが、多くの方は感じ取っていると思います。しかし、近い将来、発生の切迫性がある大規模地震には、南海トラフ地震と同様に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震があると指摘されております。青森県が国、内閣府で一昨年4月に公表した日本海溝・千島海溝沿いを震源とする巨大地震による津波想定に基づいた県内の津波浸水予測図を6年ぶりの見直しを行いました。従来県の規定と比べ12自治体、13地点で最大津波高が高くなると予想されております。その中には平内町も含まれております。

NHK日本海溝津波から青森を守るプロジェクトが、日本海溝で東日本大震災クラスの巨大地震が起きた場合の津波の脅威について、昨年10月から今日にかけて15市町村の浸水想定の特集が生まれ、平内町も現在YouTubeで紹介されております。それには、平内町は津波によって道路が寸断

される、町全体が孤立するおそれがあるとして、海岸部として東田沢地区と青森市、野辺地町への国道寸断が想定される土屋地区、狩場沢地区が浸水想定としてCG画像を取り入れ、放映しております。

東田沢地区の中央部では、大人の胸あたり1.3メートルのタブレットCG浸水画像を見た地元町内会長さんは「ほお、これだば全滅だな、せいぜい膝下ぐらいの感覚でいたから」と述べていました。まさにこれまでの人生の体験上なかったことであり、ほとんどの方がそのように思っても不思議ではないことでしょう、私自身も同様の感覚でありました。

10月放映時に、インタビューを受けた総務課長が、啓蒙活動の一環として述べた海溝巨大地震モデルを踏まえた津波浸水想定区域を含む防災マップが今年度に入り全戸配布されたところであり、ここに来て、5月13日、参議院本会議で北海道と東北沖の日本海溝・千島海溝沿いを震源とする巨大地震対策の改正特別措置法が全会一致で可決し、成立いたしました。政府は、津波の危険が特に大きい地帯を「特別強化地域」に指定し、避難施設整備に対する財政支援を拡充し、防災、減災対策を加速させるとしております。

そこで、津波対策に絞りお伺いいたします。

一つに、特別強化地域には、津波の高さや到達時間など、地元自治体の意見を踏まえると、首相が指定するとしております。当町の防災マップによる避難所、避難場所41か所のうち、地震・津波では不可、避難場所としてふさわしくない施設が半数近くの19か所とあります。町の津波避難計画では「県と一体となって、最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定場所及び避難路等を確保する」としてありますが、どのように進めていくのかお伺いいたします。

二つ目に、避難所での生活が困難な高齢者、障害者、妊産婦など、配慮を必要とする方を受け入れる施設とし、福祉避難所を町が必要に応じて開設するとしておりますが、具体的な構想をお伺いいたします。

最後に、防災訓練の普及並びに実施を推進するとしておりますが、取り組んでいる町内会数を示してください。

また、津波浸水想定区域、川沿い区域町内会で未実施町内会の役員と訓練方法についての懇談を設け、実施には役員主導で無理なら、支援すべきと考えますが、見解をお伺いし、壇上での質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 町長。

町長（船橋茂久君） それでは、田中光弘議員のご質問にお答えをいたします。

「防災対策について」の一つ目、「配電線切断防止対策について」であります。電線に覆いかぶさっている樹木の伐採につきましては、基本的には東北電力などの電線の所有会社がパトロールを行い、電線等に支障がある場合には、必要に応じて伐採を行っております。国道や県道沿いについては、道路の管理を委託されている業者等のパトロールにより支障がある場合には電線の所有会社に伐採の要請を行っており、町でも職員のパトロールや町民などからの情報提供を基に支障がある場合は伐採の要請を行っております。東北電力などの電線の所有会社からは、専門の業者でないと、逆に電線を切ったり、傷がつくことで、停電を誘発するおそれがあることから、町や個人などでは絶対行わずに、必ず連絡するように指導を受けておりますので、今後も必要に応じて伐採の要請を行っていくこととしております。

次に、二つ目「日本海溝・千島海溝巨大地震による津波対策に対し」についてお答えをいたします。

まず、「津波に関する避難所及び避難路の確保について」であります。令和4年5月13日に、参議院本会議において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法案」が可決、成立されたことにより、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策特別強化地域」の指定を受けた自治体には、津波避難施設や避難路の整備に要する経費に対し、国から3分の2の補助を受けることができるようになりました。当町は現時点で津波に関する「特別強化地域」に指定されておきませんが、町民の命を守るためには、安全な避難所・避難場所及び避難路等の確保は急務であります。当町の指定避難所・避難場所は41か所あり、主に町有施設や公民館、コミュニティセンター、小・中学校を指定しておりますが、そのうち地震津波災害で利用不可としている避難所は19か所あります。19か所のうち13か所は浸水想定区域内または浸水想定区域が目前まで迫っており、浸水のおそれのある避難所となっており、残りの6か所は、津波による浸水のおそれはないものの、震度6以上の大規模地震で倒壊するおそれのある避難所となっております。

沿岸部の津波浸水想定区域にある公民館やコミュニティセンターは、高台などの安全な場所への建て替え等を含めて検討していく必要があると考えておりますが、現在の財政状況や用地確保等の観点から、直ちに解消をすることは難しい問題であると認識しております。

町民の皆様におかれましては、まずは、身の安全を確保するため津波による浸水のおそれのない高台などに避難していただき、津波の危険性がなくなった頃合いを見計らって自宅や被災を免れた避難所、親戚・知人等の家などに避難していただきたいと考えております。避難路につきましては、国土交通省が国道4号を津波からの避難経路として活用できるよう整備を進めており、令和3年度は土屋地区に避難階段及びスロープを整備したほか、今年度の候補地として口広地区の口広保育園周辺に避難用スロープを整備していただくよう要望しております。

また、県道9号夏泊公園線の沿線にある沿岸部の稲生地区、東田沢地区及び白砂地区においては、津波被害により道路が寸断され孤立することが想定されますが、代替路として利用可能な道路は野内畑地区から小豆沢地区につながる林道のみであり、新たに道路を敷設することは容易ではないことから、県道9号夏泊公園線や既存の林道等が利用できない場合は、県や自衛隊、海上保安庁等に協力要請を行い、人命救助や交通網の復旧、孤立した地域への物資の運搬等について速やかに応援・協力が得られるよう連携強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、「福祉避難所について」であります。現在のところ町では福祉避難所を定めておりませんが、社会福祉法人・宏仁会との災害協定に基づき、災害時に高齢者等の受入れについて協力を要請するよう協定を締結しております。しかし、新型コロナウイルスの影響が収まらない状況下において入居型高齢者福祉施設等で避難者を受け入れることは、施設内でのクラスター発生を助長するおそれが高く、既存の入居者への感染拡大を避ける観点から受入れが難しい場合が想定されます。

町では、高齢者や障害者、妊産婦、女性等の特別配慮が必要な避難者への対策として、間仕切りや屋内用テント、簡易ベッド、簡易トイレ、トイレトペーパー、紙おむつ、生理用品などを備蓄しており、災害発生時に各避難所へ供給できるよう整備を進めていることから、一般避難所を福祉避難所として代用することを含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

また、デイサービスセンター等の通所施設は、災害等によるライフラインの停止などにより本来の通所施設としての機能が停止した場合、一時的に福祉避難所としての機能が期待できることから、今後、民間の通所施設等との災害協定締結を進め、災害時などに協力を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「町内会における防災訓練の実施状況について」であります。今年4月頃に実施した自主防災組織の活動状況調査では、自主防災組織21組織中、11組織が令和3年度中に防災訓練や町内会での話し合い、町が開催した研修会への参加といった活動を実施しており、特に活動していない組織は8組織、未回答の組織2組織でありました。

また、町では、自主防災組織や自主防災組織未設立の町内会を対象として、毎年自主防災体験研修会を開催しており、昨年度は11月13日に開催し、6町内会より10名、民生委員児童委員協議会より4名に参加していただいたほか、小湊地区の老人クラブ、元松会からの依頼により、昨年11月30日に防災講習会を開催し15名に参加していただいております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止となりましたが、このほかにも民生委員児童委員協議会定例会での講習会や小湊地区、平中婦人会の炊き出し訓練を計画しておりました。昨今、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大規模な訓練や集会の実施が難しい状況が続いており、町内会においても活動の機会が失われたことにより、満足に活動できていない組織が多いものと考えております。新型コロナウイルス感染拡大防止や地域の実情等も踏まえ、当面の間は町内会や団体ごとに防災訓練等を実施することが望ましいと考えておりますが、実効性のある訓練等を実施できるよう町内会との要望に沿った形で、積極的に協力してまいりたいと思っております。以上です。

議長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君） 倒木防止対策でありますけれども、ただいまの町長の答弁をお伺いいたしまして、それなりに行っているんだよと、東北電力でも委託している事業の方がパトロールして、また町としても要請しているというふうなお話でありました。しかしながらですね、実際こう見てみますと、いや、本当に壇上でも述べましたが、線の上を枝線が覆いかぶさっている。線が下がっているわけですよ、そういうところが、あのですね。国道もそうですし、夏泊の県道、何か所かあるんですよ。これに対してパトロールしている、異常があるところは、支障があるところは伐採していると言っておりますけれども、いっぱいあるんですよ。私はその、ですが、この認識はどうですかと聞いたのは、そこなんです、はっきり言って現状離れをしているというふうに言わざるを得ない。直に町もパトロールをしている。職員がパトロールをしておるということでもありますけれども、本当に大丈夫なのかと、そういうふうに思わざるを得ないんです。私は、私の目から見てもですね、はっきりした場所がありますので、そういうところについても再度、本来国道、県道というのは東北電力の委託を受けている業者がパトロールをしていると思うんですが、町としてもやっぱりそれだけではなく、町としてもそういう国道、県道もきちんとパトロール、見るべきだと思うんですが、そのことについていかがでしょうか。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 田中光弘議員のご質問にお答えいたします。

町長からの答弁にもあったとおり、基本的には電線の所有会社がパトロールを行い、支障がある場合には伐採を行っているということでもあります。議員、ご指摘のとおり、全てをじゃあ確認できるかというと、なかなか難しいものがあると思います。例えば、電線の付近の雑木については、特に台風とか、強風の後に木が倒れて、電線に寄りかかっているということがよくあります。伐採についてはチェーンソーやのこぎりなどを使うということになるんですけども、誤って電線を切断したり、傷つけることで感電するおそれがあること、また、電線を切った場合等、補償の問題も発生することなどから、電力会社等からは勝手に伐採しないでほしいと、そういう場合がある、その場合は速やかに

連絡をしていただきたいという指導を受けております。電力のほうでも連絡をいただければ、速やかに専門の業者を手配して対応するとのことでありまして、過去にも早ければその日のうちに対応していただいております。

今後も町でも町道だけに限らず、現場に出た際に、様々なパトロール等を行って支障がある場合には引き続き会社のほうへ連絡して対応していただきたいと思っております。取りあえず町としても住民からの情報等もありますので、情報をいただいた際は現場を確認して各会社のほうに対応をしていただくことになると思います。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） 10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 地域整備課長がおっしゃっているのは、宅地内の配線のことじゃありませんか、私の言っていることは、道路沿いですよ。確かに、整備課長が述べたそういう電力のほうで要請があれば伐採しますよと、素人だば危険だからと、これは宅地内の電柱が宅地内の家につながる配線についてはそうでありましようが、あくまで公道である幹線道路沿いに生えている樹木のことなんですよ、樹木が電線に支障を起こしている場所、箇所、そのことについての私の質問であります。

ちょっと合点がいかないわけなんです、じゃあどのくらいの台風の強さで電線が切れるかと、これはちょっと定かではありませんが、しかしながら、見ただけでももう線がもう下がっていると、枝が押し下げておるといふところ結構ありますし、やっぱり専門の方が、業者がパトロールしているかもしれませんが、本当にきちんとパトロールをしているのか非常に疑問なわけなんです。ですから、町としてもきちんとこのパトロールをしていきたいと、どこが危険だかということとをきちんとチェックしていただきたいと、そういうことなんです、はい。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） 地域整備課長、町長。

町 長（船橋茂久君） 今の田中議員のご質問ですが、具体的に場所を後で教えていただきたい。そうすると、それで対応して相手方に通知しますので、よろしく願います。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） 分かりました。是非ともそうしたいと思っております。この件に関しては災害が起きたときは復旧として電力と協定を結んでいるわけですが、未然に防ぐための事前伐採協定の締結、こういうのもほかの自治体できちんと結んでおります。ですから、管内全域総洗い、国道、県道、町道を総洗いして、そういうのを話し合うということじゃなくて、きちんとこう電力さんと締結をするようにしていく、そういうことも必要ではないかというふうに思うわけなんです、その件についてはいかがでしょうか。

議 長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 田中議員の質問にお答えいたします。

当然そういうこともこれから必要になってくるという具合には考えております。ただし、相手があることでございまして、先ほど申し上げたとおり、国道、県道、町道、取りあえず幹線のところにはかなり容量が大きい電線等が配置されております。基本的には東北電力さんのほうでパトロールを行い、目視を行い、必要があれば伐採していくというのが現状であります。それ以外、もし、それが確認できなかった場合は町、あとは国のパトロール業者、県のパトロール業者、そこら辺とも情報を交換をしながら、また、町民の情報提供をもらいながら必要がある場合には引き続き電力さんのほうへ連絡して対応していただきたいと思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） その方向でお願いいたします。

次に、津波対策でありますけれども、自主防災組織というのがありまして、21町内会が組織されていると、そして実際に今までそういうことを訓練といいますか、そういう動きをしているのが11でしたっけ、実際にその今までの訓練の中では、その地域の住民の皆さんも一緒になっての訓練を行っていたのかどうかちょっとお伺いします。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの田中議員のご質問にお答えいたします。

具体的にどういうふうな形で実施しているのかということになりますとですね、昨年度でありますとですね、山口町内会におきましてはですね、年間を通じてですね避難訓練の実施やったりですね、昨年10月には大規模な災害訓練を行っております。また、私の住んでおります小豆沢地区につきましてはですね、総合福祉センターのなつどもりさんと一緒にですね、毎年避難訓練の実施をやったりとかしている形になっております。あとの町内については、どういうふうな形で防災訓練やったりとかというのはちょっと具体的には見えてはいませんが、例えばちょっとコロナ禍の前でありますけれども、内童子町内会とかでありますと、避難訓練をやったときにですね町の職員及び消防職員が参加してですね、一緒にその避難訓練を実施したりとかしている状況です。以上です。

議長（船橋健人君）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）防災計画書の資料のところ結構そういう詳しくその自主防災組織とか、またその避難所で使われないところはどこどこに移動しなさいというのを詳細に述べられております。そこでですね、震災以降、19の町内会が自主防災組織をつくっていると、大したものだなと思っております。残念ながら東地区の浸水地域、狩場沢も口広も清水川もまだできておりません。浸水地域ですが、余計そういう組織を結成し、訓練等をしていかなければならないわけなんです、それは個々にしてつくっていかなければならない、地元狩場沢ですが、つくっていかなければならないと思っております。

そこで、啓蒙活動としてですね、非常に防災計画の中は詳しく載っております。津波の場合はどうであるかということは、ただ、実践が、実施する際はいかがかなというふうに思うわけなんです、しかしながら、こういう情勢下の中で、やっぱり訓練もしていかなければならないというふうに直に思っております。また、啓蒙活動についてはですね、先ほど壇上でも述べましたユーチューブでのCGによる津波のそういう映像、非常にあれリアルです。ですんで、各集会場所、主に住民の皆さんが多く集まりやすい集会所にですね、そのCG、その地域の津波の状況の映像を、この写真にして、やっぱり貼って、常に目につくようにしていくべきだと思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの田中議員のご質問にお答えいたします。

昨年のNHKの取材によりまして、私も含めてですね、あと東田沢の町内会さんも含めてですね、実際どのような形で被害を受けるのかという形で取材を受けました。私もですね、一応取材を受けた関係からですね、ちょっとビデオのほうとかも私録画しておりますので、NHKのほうに確認いたしまして、そのビデオがですね、例えば活用できるのかどうか確認しながらですね、録画したやつをですねダビングしてですね、例えばそういう研修会、町内会からの要望があつてですね、研修会があつ

たときにはそれを持って行って、見ながらですね実際こういう形で津波の被害が受けますよと、ですから、例えばそういうふうに、まずJアラートが鳴ると思いますけれども、津波のおそれがある場合は、速やかに例えば沿岸地域では公民館のある場合、避難所が特に津波の影響を受けると思っていますので、まず、高台のほうに避難していただくような形の指導も含め、研修も含めてですね、そういうような形で研修とかを実施してまいりたいと思いますので、積極的に町内会さんのほうからですね、そういう要望があればですね、私たち職員が行ってですね、一生懸命勉強会やりたいと思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） せばそのようにしていただきたいんですが、私の言っているのは、目に見えるもの、CGですねCGの東田沢、土屋、狩場沢地区で、そういう津波が起きたときの1.3メートルの画面が出たでしょう、そういうのがこうリアルに目につけばよろしいんじゃないかなというふうに今言っているわけで、その際にはですね、その地区では1か所しか建っておりませんので、例えば狩場沢地区であれば、海岸部の国道沿い何か所か、それを新たにそういうCG化したものをその公民館に貼っておいて、皆さんが目につくようにしていただきたいということなんです。その点についてはいかがでしょうか。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの田中議員のご質問にお答えいたします。

映像ですね、写真に起こせるか、プリントできるかどうかも含めてですね、そこをできるのであれば、映像化したものを紙にしてですね、各公民館さんとかですね、貼れるような形では努力してみたいと思います。

また、それからですね、昨年度ですね防災マップのほうが作成できましたので、今年度どういう事業ができるかどうかですね、ハード事業を含めソフト事業を含めてですね、町としてどういうものができるかどうかも含めまして、議員の提案のやつも含めましてですね、検討してですね実施できるような形で検討したいと思います。以上です。

議 長（船橋健人君） 以上で10番、田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

続いて、6番、太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）6番、太田満則君。

6 番（太田満則君） 6番、太田満則でございます。通告に基づき質問いたします。

その前に、少し所感を述べたいなど、こう思ってございます。

コロナウイルス感染症の収束が見えない中、4回目のワクチン接種が始まっております。新聞には、当町の職員がコロナウイルス感染症に罹患したと、こう掲載されることもありました。地域でも学校行事が延期になるなど、また、近所でもコロナウイルス感染症による影響を身近に感じます。前ほど皆が過敏に反応して、非難中傷することはなくなりました。それよりも防災無線から流れる毎回同じ文言の注意喚起の放送、町民は放送が流れると、逆に「町内でまた感染者が出たのか」と言っている人もいます。担当者だけ、あるいは一部の人が知っていい話ではないと思います。

一方、外に目を向ければ、ロシアがウクライナに侵攻し、3か月が経過、一向に収束の兆しが見えません。影響は当事国だけにとどまらず、世界中のエネルギー、穀物、飼料価格に大きな影響をもたらしています。さらに日本においては、円安による輸入価格の上昇により、電気料金やガソリン価格の上昇、あるいは食料品の値上げラッシュが続いております。この後もまだまだ続きそうだというのが今朝のテレビでの話でした。

国はこれまで物価目標を2パーセント増というのを目指しておりました。この目標は達成されそうですが、資源、物流のコストが増えたものの、賃金増を伴わないいわゆる悪い物価増になりそうだと、こういうことでございます。

昨年度は大雪の影響で除雪費が大きく嵩んだのはご承知のとおりでございます。これまで雪の多かった年は米の出来がいいと、このように言われてきました。事実、これまではそのとおりのことが多かったように思います。それは稲作に必要な水が十分にあったからだと思えます。でも、今年は雪解けが早く進み過ぎ、田植えに必要なこの時期に必要な水がなく、田植えが進まないところもあります。畑作も同様で、水不足による生育が順調でない、このように聞きました。一次産業が主役の我が町、ホタテ産業のためにも町内で進む伐採、その伐採後の植林も水の保全、保水には必要でございます。皆の生活が穏やかに暮らせる、そんな気候になることを願い、それでは質問をいたします。

1点目は、ホタテガイラーバ、いわゆる稚貝となる浮遊幼生の付着数の減少対策についてであります。

町の基幹産業であるホタテ養殖、今年はホタテガイラーバの付着数が少ないと言われております。特に陸奥湾内、西湾が東湾より少ないという研究機関の調査結果でございます。原因は異常気象による海水温の上昇や密植、あるいは母貝不足が原因ではないかと言われております。養殖に必要な稚貝の確保は、来年の取扱額、即生活に直結いたします。稚貝確保のために、一義的には漁協、組合員等、漁業関係者が関わらなければなりません。若い人たちは分からないと思いますが、昭和40年代までは、青森県平内町は出稼ぎで成り立っていたと言っても過言ではありませんでした。農作業がない期間や漁業が不振で、通年での出稼ぎ者も多く、それが普通の光景でありました。職業安定所の担当者が役場に出向いてきて、失業保険受給の認定をしてもらうために多くの人が役場の前に並んでいたのを覚えております。出稼ぎの期間中、家族が離れ離れになりながらも、多くの人が家計を支えるために出稼ぎに出ていました。

そんな中、豊島友太郎氏をはじめとする先人たちのたゆまぬ努力と県増殖センターの指導により、ホタテガイ種苗生産、栽培技術が確立し、出稼ぎに頼っていた人たちが戻ってきて、地元で働き、生活できるようになりました。ホタテ産業を100億円産業に育てるという関係者の願いは、昭和58年に達成されました。この間、大量へい死や貝毒の発生など、幾多の非常事態も発生、そのたびに関係者は困難に立ち向かいました。そのかいあって、後継者も育ち、地域で生きていくという次代を担う若者も育ってきております。地域を守る関係者の生活を維持、確保するためにも、少なからず町も関わるべきではないか、このように思います。

ホタテ養殖事業に関係する各漁協、むつ湾振興会、県漁連等の関係機関、そして研究指導機関である青森県水産総合研究所と連携の下、この困難事態を克服しなければならないと考えます。もちろん一番の当事者である各組合員が個人経営の現状では、個人が事業者であり、経営者ですので、一番の責任は漁師自身が果たさなければなりません。これまでも夏場の海水温の上昇による大量へい死も経験したことのある湾内のホタテ養殖事業でございます。きっとこの困難を乗り越えてくれる、そう思っております。

5月28日付の新聞に、今年取引されている半成員の値段は2017年に次ぐ高値で推移しており、キロ191円、このように載っております。漁師の皆さんが言います「今年は大丈夫、でも、もしこのままラーバが少なく必要数の稚貝が取れなければ、来年は売物がないと、その後の生活の見通しが成り立たない」そういう声を多く聞きます。「町内の漁業者は国の補助事業を活用して、船の建造や機械の取替えをした人も多く、返済期間は10年にわたると、このように言います。生活の元と

なるホタテがなければ、返済のめども立たない」と、このように言います。全くそのとおりだと思います。そのため、個人でつてを頼り、むつ市川内地区、上磯地区と陸奥湾内全域を駆け回っている人を知っています。一方、つてがない人はどうすればいいのか、頭を抱えております。多くの人があるには「町外につてのある人はごく一部の人ではないのか、ほとんどの人は町外につてを持たないのではないか」と言っております。西地区漁業者の中には割り当てされた地域での採苗を諦め、他の地域に一縷の望みをかけ、採補用の網を移動した人もあると聞きました。西は外ヶ浜、蓬田、後潟、青森、そして平内の土屋、茂浦、浦田、東田沢の西がラーバの付着数が特に少ない、こう言われております。青森県水産総合研究所からのホタテガイ採苗速報、5月19日の見出しは「ホタテガイの付着は全湾で終了しました」との記載でございます。内容は、先ほど言ったとおり、西湾が東湾より付着数が少ないということでございます。

これを受けて、5月26日付のホタテガイ採苗速報では、付着数は西湾では青森湾で少なく、東湾では遅く投入した採苗器で少ない状況、このことから、できるだけ多く採取するために、これまで捨てていたような小さな貝も活用してください、このように記載されております。これには間引きの時期や方法について、6月6日先日ですね、6月6日に、第1回臨時付着稚貝調査を実施し、9日、発行予定の採苗速報に情報を掲載するので、是非参考にしてくださいとのことでした。平内漁協、県漁連、県では、これまで成員の確保や、数量を規制するタスク制度を創設、成員の確保を勧めてきました。このように困難な状況を町長はどのように認識しているのか、また、何か対策は考えているのかということでも知らせてほしいと、こう思います。

2点目は、異常気象による集中豪雨及び津波に対する避難訓練の実施についてであります。

このことについては、私はこれまで何回か質問しております。先ほど同僚議員も質問いたしました。ですので、同じ内容は割愛させていただこうかなと、こう思っておりますが、日本は災害大国、このように言われます。先月の5月31日には、梅雨に入っている沖縄地方に記録的短時間大雨情報が発令されました。那覇市、糸満市等の住民50万人に対し、避難指示が発令されました。線状降水帯が発生したことによるものでございます。テレビに映っていたのは、道路で何台もの車が立ち往生し、水没している映像でございます。梅雨、台風時期や近年各地で頻発している異常気象による集中豪雨が発生する中、昨年国から発表された「日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震」に基づく防災マップ、これが町民皆さんに配布になりました。いつ大きな地震、津波が発生するかもしれません。どこで集中豪雨が発生するか分かりません。発生時の津波浸水、豪雨、水害等に対する避難対策のため地域住民と役場職員、消防と合同で避難訓練をすることを提案いたします。実施した経験は必ず生きる、私はこのように思っております。

私、たまたま東日本大震災の前年、茂浦地区での避難訓練を提案し、実施したことがあります。それから何か月もしないうちにあの東日本大震災が発生しました。人は1回でも経験していれば、物事はスムーズに運びます。茂浦地区の住民は、動けない人、独り暮らしの人など、訓練時のとおり訓練時の場所、当時は旧茂浦小学校でございましたが、避難させたと聞きました。今回、配布された防災マップによれば、地震、津波発生時には、旧茂浦小学校、茂浦コミュニティセンターは避難不可と記載されてございます。当然、ほかの場所に避難させなければなりません。でも、洪水、浸水時には避難可能と記されております。降水、雨は予測可能ですが、地震、津波は、発生後はそんなに時間がありません。そのためにも平時の避難訓練が必要でございます。是非、関係機関と打合せし、早期に実施してほしいと、こう思っております。以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）それでは、太田議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の「ホタテラーバの付着数の減少対策について」であります。まず、基幹産業であるホタテ養殖の現状としては、昨年は出荷の中心となる新貝及び半成貝は、ほぼ平年並みの出荷量となりましたが、越冬した古貝が少なかったため、全体としては3万8,000トンとなり、例年を下回る出荷量となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国内の巣籠もり需要が取引価格を引き上げたため、平内町漁業協同組合の水揚額としては約7.3億円、ナマコを含めた全体では約7.9億3,000万円となり、当初の販売計画の6.0億円を大きく上回りました。

また、5月28日付け東奥日報によりますと、県産養殖ホタテガイの2022年度半成貝の入札で1キロ当たりの平均価格は191円となり、入札平均価格が219円を記録した17年度以来の高値水準となっていて、今後の出荷に期待が持たれているところであります。

一方、青森県産業技術センター水産総合研究所が発行する「ホタテガイ採苗速報」では、ホタテガイの付着状況として、5月に行った第1回全湾付着稚貝調査の結果では、平均付着数は、西湾で1袋当たり2,491個、東湾では7万9,353個と、平年値（過去10年の平均値）西湾で10万1,173個、東湾で44万4,274個よりかなり少なくなっていると公表しております。少なくなっている原因は、全湾的にラーバの母体となる親貝が必要枚数である1億4,000万枚を下回っていることに加えて、親貝の保有比率が大きい東湾側の親貝の大規模な産卵が発生しなかったため、湾内に出現したラーバの数が例年よりも少なかったと考えられていると報告を受けております。

青森県産業技術センター水産総合研究所では、今後の見込みとして西湾での付着数が少ないことから、東湾から採苗器を融通してもらうことや、できるだけ多く採取するために小さな稚貝も活用するよう呼びかけております。また、今後、間引きの時期や方法について6月9日に発行する採苗速報で情報を掲載する予定であることから、担当課において情報収集に努めるよう指示するとともに、漁協等関係機関の今後の動きに対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目「異常気象による集中豪雨及び津波に対する避難訓練の実施について」であります。令和2年6月及び令和3年6月に、小湊川・盛田川の洪水浸水想定、令和3年5月に津波浸水想定の見直しが行われましたが、最大規模の大雨による洪水や大地震発生による津波が発生した場合、従来の想定を上回る規模で浸水による被害が発生することが想定されております。町では、昨年度、洪水や津波に関するハザードマップを新たに作成し、町民の皆様に配布し周知を行っておりますが、当町における水害被害は、昭和33年9月の台風、昭和41年10月の豪雨災害、平成14年8月の大雨・土砂災害が挙げられ、特に河川が氾濫する規模の水害は、昭和41年10月の豪雨災害以降は発生しておらず、津波に至っては当町には直接被災した経験がないことから、町民の中には災害に対する危機意識の低い方や、危機意識を持っていても、なかなか行動に移すことができていない方が多いのではないかと考えております。

先日、青森県が公表した「令和3年度青森県地震・津波被害想定調査」は、日本海溝・千島海溝沿いにおける最大クラスの津波断層モデルの設定、県の津波浸水予測の変更を踏まえ、平成24年度、平成25年度に実施した太平洋側地震の被害想定の見直しを行ったものとなっておりますが、太平洋の海溝で巨大地震が発生した場合の当町における津波浸水面積は従来の想定約3倍となる5.2平方キロメートルとされており、冬の深夜に発生した場合に想定される被害は、人的被害は死傷者約290人、要捜索者約210人、建物被害は全壊・半壊約2,060棟、発災から1日後の避難者数は約2,600人と想定されております。突発的に発生する地震・津波による被害を最小限に抑えるた

めには、災害発生直後の行動が重要となります。避難訓練では、災害発生時に自ら避難行動を行う自
助並びに地域住民同士が助け合う共助の取組が有効的に機能するよう訓練するものであること、また、
新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえ、当面の間は地域ごとに訓練を実施することが望ま
しいものと考えております。町や消防では、これまでも各町内会と協力して地域の防災訓練や避難訓
練などを実施しており、平成25年に茂浦町内会、平成29年に外童子町内会、平成30年に内童子
町内会と風水害や津波を想定した訓練を実施しております。

また、毎年11月頃には、県より講師を派遣していただき、全ての町内会役員等を対象とした自主
防災体験研修会を開催しております。いまだ新型コロナウイルス感染症の新規感染が収まらない状況
下ではありますが、町内会等からの要望があれば積極的に対応、協力していく所存であります。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6 番（太田満則君） まず、ホタテのラーバですけども、先ほど話したみたいに、丈夫な貝を育てる
ため、成貝を育てると、成貝から放出されたラーバ、これから稚貝を取ると、これが基本だと、この
ようにこれまでも県なり、あるいは町、漁協も皆さんに、組合員に呼びかけをしてきたと思います。
私も茂浦にあるセンターのほうに聞きに行ってきました。先ほど町長も話したとおり、成貝が少ない
と、このような話も聞きました。地域に行って、漁師の方々と話をすれば「いや、半成貝でも高く売
れるから」あるいは「半成貝であれば夏場の高温のリスクを避けられるから」と、このような話をす
る人もいます。

ただ、私、先ほど壇上で話をしたみたいに、ホタテのよしあしが漁師の人だちの生活を左右すると、
その中で、成貝が多くなれば、ラーバを放出し、そしてその後の生育、個数という、枚数といいます
か、要するにそういうものが安定するという具合にも聞きました。その意味で、先ほど私、壇上でし
ゃべったみたいに、やはり成貝を確保する。それはやっぱり一義的には漁師の人だちの意識改革が必
要だんでないかということ、町でもそういうことを少しでも皆さんに話をするべきでないのかと、
なぜならば、先ほど町長が話したみたいに、ホタテの漁獲高は、地域経済を左右すると、私もそのよ
うに思います。ですので、確かに一義的には漁師の人だち、ただし、こういう災害つつうのは、何年
にか一度と、忘れた頃にやって来ると、これが現実でございますので、やはりこういうもののため
に、県内関係する湾岸の市町村、やはり皆さんで話をする機会が必要なんではないかなと、こう思っ
ています。

今回、こういう具合にして、ラーバの数が少ないと、こういうことに対して町長は他の市町村長に
何かこう呼びかけしたようなことがありますでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 今、太田議員からお話がありましたこの稚貝の減少というか、このことについ
て、他の市町村長と話をしたことがあるかということでございますが、それはございません。（「はい」
の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6 番（太田満則君） 今、話ししたみたいに、ラーバは成貝から放出されたものが望ましいと、県の
水産研究所も話はしていますが、実は、半成貝からもラーバは出ると、このように聞いてきました。町
長はそこら辺は認識しておりますでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 稚貝が半成貝からも出ると、それはそうでしょう。ただ、半成貝から出たラー

バにつきましては、やはり何と申しますか、虚弱体質と申しますか、どうしても大きくなるにつれてへい死するものが多くなるという話は聞いております。

議長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君） 私が聞いてきたのとちょっと違うような気がします。私が聞いた話によれば、半成貝からのラーバは、成貝からのラーバの放出よりも約1か月遅れると、1か月遅れた分、その後の作業が遅れると、これまで湾内のホタテ養殖者は、成貝から放出されるラーバ、それから育った稚貝、それを順繰り順繰り回してきたと、今、話ししてみたいに、今の時期と申しますか、桜の花の咲く時期になればラーバの放出が始まり、間もなく目に見えたと、目に見えれば、その後の分散作業と、そういうことを繰り返していくと、これがこれまでの湾内のホタテ養殖事業者のサイクルであったと。ただ、話してみたいに、ラーバは稚貝からも放出される。けれども、1か月から40日それが遅れると、遅れることによって、ラーバは付着するんで、取る気になれば取るにいいと、けれども、作業工程がその分ずっと遅れてくるからこれまでのホタテの養殖工程からいけば、ちょっと合わないのと、そういうことから、母貝、要するに成貝を養殖するよという具合に県でも、あるいは県漁連でも、あるいは町の漁協でもそのように努めてきたと。このように話を聞きました。成貝にすれば、やっぱりあの単価も高いというそういう時期もあって、成貝を作る人も結構だと、けれども、最盛期から見れば、今はもう3分の1ぐらいになったと、このような話も聞きました。

ですので、やはりあの成貝が必要だつうんであれば、やはりあの一番関係する漁業者が皆さんで話し合って、成貝を残す工夫つうんですか、やはりそういうことが大事なんでないかなと、私は思います。

先ほど私、話ししてみたいに、ラーバの放出するのは、いがいと平内と野辺地とそれから横浜地域の人だち、結構大きな成貝を作っていると、けれども作らないで、ラーバを採取、採捕して、ホタテを育てている地域もあると、こういう話も聞きました。ですので、私は、やっぱりあの先ほど関係する市町村長に声がけする必要があるんでないかと言ったのは、そういうことなんです。先ほど町長も話をしました西湾でラーバの放出が少ないと、西湾って喋れば、どっちって喋れば青森、あるいは上磯地区、もちろん平内もありますけども、そういう関係する市町村長にこういう事態というのは何年に1回とか、何十年に1回かも分かりませんが、やはりあのそういう呼びかけして対策を何かあったときの対策つうことを皆さんで話をしておけば、地域の人は安心するんでないかなと、このように思います。

先ほど私、話ししてみたいに、町外につてのある人は、もうあちこち歩いていると、お願いしてきたと、ただ、お願いされたほうも「自分たちのところが十分に使えて、余った分つうんですか、余分な分が出れば、分けてやりますよ」と、こういう話でした。そういう話を聞いてきたと、昨日もそういう話を聞きました。

ですので、それはあくまでもつてのある人の話、つてのない人が大部分だと、このように聞きます。ですので、その人たちを安心させるためにも、今年は遅いかも分かりませんが、がしかし、この後のことを考えれば、やはり何十年に一度起きるか分かりませんが、起きた際にはそういう協定なり、そういう話合いがあったことによって、湾内の関係する漁業者、市町村長が一堂に会して皆さんを安心させる、やっぱりそういうことが必要でないかなと、このように思います。これについてはどう思いますでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 何か太田議員の質問が何かちょっと趣旨が変わってきたように思いますけれど

も、門外漢の私としては、まず、丈夫な親貝を作ると、これが基本でございます。漁協側も各漁師さんに5トンずつの親貝を要請しているという話を聞いております。これだけあれば、それぞれの漁業者は、そういう成貝、親貝を持っておりますから、これが産卵して、湾内にラーバがあふれるということだと思えます。

いずれにいたしましても、こういう形でラーバを取り、そしてそのラーバを丈夫な稚貝に育てて、あまりへい死のないような成貝に育てていくということが大事かと思っております。今、他の町村長というお話がございましたけれども、他の町村長とはまだ話をしておりませんし、また、そのような認識がまだないように思います。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6 番（太田満則君） 今話をしたみたいに、他の町村長と話していないと、町長が認識あるのかなのか分からないけれども、ほかの町村もきっと今回のラーバが少ないということについては、むつ湾内の養殖事業に携わる市町村では、やっぱり危機意識を持っているかと、このように思いますんで、私は是非これを機にですね、これを機にやはりこういうことがあった際には、地域の人だちが安心して暮らせる養殖業のために、ホタテの養殖業のために、やはりあの話合いを持つと、そういう場をつくる必要がある、私はこのように思います。

そこで、この先ほど話したみたいに、最近では成貝を作る人が少なくなったと、このように地域でも言われております。その原因の一つが先ほどしゃべった夏場になれば死ぬ、あるいは成貝と今の稚貝、半成貝ですか、との価格差が思ったほどないと、こういう話も聞きます。ただ、町でもずっとこれまで成貝育てましょう、成貝で販売しましょうと、それは漁協とタッグを組んで話をしてきたように思います。先ほど私、話したみたいに、成貝は一時期の3分の1だと、そのようにも話を聞きます。ですので、是非この成貝を育てましょう、漁業、漁協ばかりでなくて、地域の人にそういう意識を浸透させるためにも、町で何かするべきだと、と私は思います。それが何かと言われれば、確たる正解は持ってはいませんが、ただ、一人一人が意識をしなければ、このラーバの消滅、大きいのが生育しないと、これはまた起きることだと、このように思いますので、是非その機会あるごとに、成貝の育成に努めてほしいということを私は話をしてほしいなと、そう思います。それについては町長、どう思いますか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 貝の育て方ですが、成貝を育てるということは、これはもう当然でございます。これについては、私はもちろんですが、これは釈迦に説法ということで、漁協並びに各漁業者が十分認識していることだと、私は考えております。そこをあえて町村の私がですね漁業者や漁協側に対して、こうしてほしい、ああしてほしいということは、かえっておこがましい、こういう感じを受けております。ただ、いずれにいたしましても、ラーバがなかなかないということでございますので、来年度の来年のホタテの発育具合、これを見てまたどう対応していくか、これを考えていきたいと思っております。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6 番（太田満則君） 町長は今釈迦に説法と、このように言いました。が、しかし、やはり首長が喋るつつうことはやっぱりそれなりに影響があると、私はこのように思います。現に、昔々、祝辞とか何度か私も原稿を書いた記憶があります。その際にもそういうことは書いたような気がいたします。確かに当時と違うと、喋ればそのままですが、やはりやっぱりそういうことが大事なんでないかなとも、このように思います。

それでは、次に、今の防災マップが作られて、配布になったということでの災害についてお伺いいたします。

先ほど同僚議員も話したみたいに、防災マップが配布されました。重複しないように質問に努めたなど、こう思っています。その中に、町の避難所、避難場所の一覧が掲載されてございます。津波、あるいは洪水によって町で建設した、あるいは避難場所に指定しているコミュニティセンター等が避難先として使えないということについては、先ほど同僚議員も言いました。41か所指定あるうちの洪水・浸水では7か所、土砂災害では5か所、地震・津波では19か所と、このように配布になった防災マップには掲載されてございます。これが津波浸水、地震津波だけでなく、あるいは土砂災害だけでなく、いずれか二つが混合してなるという場合の避難先が使えないと、こういうのが7か所あってました。洪水浸水と地震津波だけは5か所、そのほかに、それだけでなく違うところを入れれば、7か所と、こういう話でございます。先ほど町長は、そういう避難先に適さないそういう場所については移転等を考えなければならないと、加えて、財政的なこともあると、このように話をしました。

確かにそのとおりでとは思いますが、事は生命、財産に関わる話ですので、私はほかの事業よりも優先してこういう場所を移転させる、そういうことが必要でないかなと、このように思いますが、どうでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） ただいまの避難場所についてでございますけれども、我が町は沿岸部に集落があります。また、山側にもあります。沿岸部は、本当に海からすぐというそういうところがほとんどでございます。私もずっとこの防災計画を眺めておりまして、これらについてはできれば早めに高台に移転させたいと、こういう考えでおります。ただ、いずれにいたしましても、先ほどお話し申し上げました予算的な裏づけがございません。高台の土地を探すということになりますと、なかなか場所を特定することも難しいですし、そうなりますと、道路をつけたり、そういうことをしなければなりません。そういうこともございまして、確かに太田議員がおっしゃるように、町民の命には代えられないということでございますけれども、それが今すぐできるかという、現実的にはなかなか面倒じゃないかなと、こう思っております。

ただ、いずれにいたしましても、一つでも、二つでも、そういう箇所があれば、そういうところに設置していきたい、こう思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君） これまで公民館なり、あるいはコミュニティセンター、土地についてはこれまで地域で探してきたもの、そこにこれらのコミュニティセンター等を建ててきた、これが現実でございます。土地を探す、先ほど話したみたいに、海側にいっぱいあると、海側にあるところは漁港を造る際とか、そういう際に埋立てしたところが多いと、これも現実でございます。が、しかし、先ほど話したみたいに事が起きれば、本当に困る。夏の時分で暖かいときであれば、それはそのまま着の身着のまま上に逃げればいいです、高いところに、高台に逃げればいいでしょうと、こう言うかも分かりませんが、3・11の時は、あの日は地震発生後、雪も降ってきました。ですので、時間を選ばないと、日時を選ばないと、これが自然災害の恐ろしいところだこう思いますので、財政的な面で難しいということは分かりますが、一つでも、1か所でも多めに、早く移転する、そういうことに努めてほしいなど、このように思います。それについては、もちろん財政的なことを優先するってしゃべればそれまでですけども、先ほど話したみたいに、事は地域の人たちの命と財産ですので、何とか早

めにやってほしいなど、こう思います。

それから、先ほど話した中に、自主防災の話が出ました。自主防災、地域で進んでいないと、これも現実だと思います。先ほど話したみたいに「平内町、いや、災害がない町だね」と、若い人はよく言います。確かに昭和四十何年ですか、私が高校3年生のときに、そのときに大きな地震があった、これが私が記憶している大きな地震災害でした。そのほかに先ほど話したみたいに、清水川地区での大水による死者も出たこともあります。そういうことから考えれば、本当にいつどこで起きるか分からないということを考えれば、やはりあの避難訓練つつうのは、大事だと思いますので、地域から要望が来る、それを待っているだけでなく、やはりあの計画的に今年はここ何か所、ここ何か所という具合にやっていくのも一つだと思います。先ほど話したみたいに、やっぱりそういうのを経験していれば、事何かあった際には、間違いなく役に立つと、こう思っています。

ですので、町内から来ると、依頼が来るつつうのを待っているだけでなく、やはり町内に出かけていく、そういう姿勢も大事なんではないかなと、このように思います。それについてはどう思います。

議 長（船橋健人君） 総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの太田議員のご質問にお答えいたします。

太田議員のご指摘のとおりですね、町からもですね、積極的にですね防災マップが配られたこともありますので、特に津波が予想されるところですね、被害が大きいのところに関してはですね積極的にですね、まず一緒にやりましょうという形で協力のほうをお願いしてまいりたいと思います。以上です。

議 長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6 番（太田満則君） 是非そのように取り組んでいただきたいなど、こう思います。

それから、先ほど話した小湊川も拡幅したと、あれから水害みたいなのが大きな水害は出ていないと言いますが、あの小湊川も50年に1回という水害を想定して川幅を広げたと、当時そのように聞きました。もう川幅広げてから50年が過ぎました。ましてや最近はどこで大きな災害、水害が起きるか分かりません。ですので、今話したみたいに、町からも出かけて行って、地域の人だちに防災意識を植え付けると、植え付けると言えば、上から目線であれなんです、やはりそういう意識を持ってもらうためにも、是非町でも率先してそういうのを取り組んでいただきたいと、このように思います。

以上、私からはこれで終わります。

議 長（船橋健人君） 以上で、6番、太田満則君の一般質問を打ち切ります。

ここで、5分間、トイレ休憩いたします。

（午前11時42分 休憩）

（午前11時46分 再開）

議 長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、5番、田中茂勝君の登壇を許します。（「議長、5番」の声あり）5番、田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君） 田中茂勝でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、養殖ホタテの母貝と言われている親貝の生産体制についてお尋ねいたします。

本年5月26日発行のホタテガイ採苗情報では、稚貝の付着数が例年になく少ないことが報告されました。これは平内町の基幹産業であるホタテ養殖業にとっては危機的な状況とも言えるのではないのでしょうか。稚貝の確保が不調となり、ホタテガイの生産が減少ということになれば、漁業者はもと

より加工業者などの関連産業と地域経済に大きな打撃を与えることとなります。

採苗速報によれば、稚貝の平均付着数は西湾では採苗器1袋当たり約2,500個、東湾では7万9,000個、過去10年間の平均と比較すれば西湾では約2.5パーセント、東湾では18パーセントという付着状況であります。農業に例えれば、植える種がなく、収穫が減少し、出荷が見込めないというような状況なのではないでしょうか。

このため、西湾に採苗器を入れている漁業者の中には少しでも稚貝を確保するために、東湾に採苗器を投入している友人や知人に対して、少しでも稚貝を分けてもらえるようお願いに回っております。

また、最近では、全く見ず知らずのところへもつてをたどって出向き、お願いに回っている方もおると聞いております。いかに切実な状況であるかがうかがえ、胸が痛くなるような思いでございます。

今年ラーバが少なく、稚貝の付着数が減少したことには、種々の原因があることと思いますが、最新の状況と、その原因をどのように認識しているのかお伺いいたします。

次に、陸奥湾振興会や平内町漁業協同組合では、何年も前から母貝確保のために、良質で大型貝の生産に取り組むよう働きかけていますが、青森県漁連が発行している本県のホタテガイの年度別出荷実績を見てみれば、平成27年、2015年の総出荷数量9万7,000トンのうち、半成貝が約5万6,000トン、全体の約58パーセントでございました。これ以外のは42パーセントであったものが、年々半成貝の生産が増加傾向となり、5年後の2020年令和2年度には、全体の出荷量の約74パーセントが半成貝となり、これ以外の籠物などは26パーセントまで減少しております。

このように、母貝となる大型の貝が生産されにくい原因は何であるのか、また、このことへの対策として、平内町漁協が半成貝の生産者から大型貝の生産者に金銭的に助成を行いたいなどと、改善策を模索しているようでございますが、この現状についてお伺いいたします。

最後に、母貝生産の推進に関する陸奥湾沿岸市町村の取組についてお伺いいたします。

母貝生産とラーバの発生による稚貝採取は、養殖業にとって非常に重要なプロセスであり、陸奥湾のホタテ養殖者にとっては必要不可欠な工程であります。湾内の母貝を確保し、稚貝を安定的に採取できる状態を維持することは、一漁協や一市町村だけの問題ではなく、陸奥湾全体のことであるということ、ほとんどの関係者は認識していることと思っております。農林漁業の一次産業では、必ずと言っていいくらい天候や自然環境の変化に影響を受けます。このような中では、極力人為的な要因を排除するように尽力することがホタテ養殖業の安定経営に資するものと考えます。しかしながら、現実には母貝となる親貝の生産には多くの労力とリスクを伴うことや、稚貝採取から出荷までほぼ1年で済むことや、また、市場の需要もあって、半成貝の生産増にシフトする漁業者が増加しています。このような現状を打開するためにも、陸奥湾沿岸の市町村や、漁協、さらには関係する団体等によって、母貝の生産を推進し、一定量を確保するために、母貝生産者を支援する基金の創設、もしくはシステムを構築するべきではないかと考えます。

ご見解をお伺いし、壇上からの質問を終えます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、田中茂勝議員のご質問にお答えをいたします。

「養殖ホタテガイの母貝生産体制について」であります。答弁については、6番太田満則議員の答弁と重複する部分があるため、ホタテ養殖の現状等については省略し、五つの質問についてお答え

をいたしますので、ご了承を願いたいと思います。

まず、一つ目の「陸奥湾における最新のラーバ付着状況はどのようになっているのか。サンプリング箇所・付着数等を具体的に示してほしい」でございますが、青森県産業技術センター水産総合研究所のホームページに掲載されている令和4年5月26日発行の「令和4年度第1回ホタテガイ等付着稚貝調査結果」では、西湾の土屋で1袋当たり68個、茂浦で232個、浦田で1,196個、東田沢で1,672個となっており、東湾では、小湊で2万2,016個、清水川で1万5,936個となっております。

次に、二つ目「今年ラーバ付着数が減少した主たる原因について示してほしい」についてでございますが、6番太田満則議員のご質問で説明いたしました。全湾的にラーバの母体となる親貝が必要枚数である1億4,000万枚を下回っていることに加えて、親貝の保有比率が大きい東湾側の親貝の大規模な産卵が発生しなかったため、湾内に出現したラーバの数が例年よりも少なかったと考えられます。

次に、三つ目「平内町漁協では、以前から母貝生産に取り組むべきと指導し、働きかけておりますが、母貝生産量が減少している原因について示してほしい」についてでございますが、平内町漁業協同組合では、数年前から、親貝対策として、1人5トン以上の親貝作りを要請しているとのことであります。親貝生産量減少原因については、平成28年度の成貝の水揚げ実績は約8,900トン、平成29年度実績は約6,200トンでありましたが、平成30年以降は約3,500トン前後と大幅に減少しております。その主な原因としては潮流、高水温などの自然環境の影響のほか、へい死のリスクがあることから、成貝づくりに意欲的に取り組む養殖者が減少していることが考えられるとのことでございます。

次に、四つ目「平内町漁協では、成貝出荷額と半成貝出荷額が出荷するまでの年数に対してあまり差がないことに対して金銭的な助成などを考えているようだが、現状について示してほしい」についてでございますが、平内町漁業協同組合では、令和5年度より3年間、5月から12月に出荷された成貝に対して助成を行い、成貝確保に向けた取組を進めていくこととしております。

次に、五つ目「母貝生産と稚貝採取は陸奥湾全体のことであり、陸奥湾沿岸の市町村は、ホタテ養殖業の安定経営のために、母貝生産を推進するための沿岸市町村での基金の創設と町として基金拠出の考えはあるのか」についてでございますが、今のところ沿岸市町村での基金の創設についての予定はございませんが、関係機関、沿岸市町村との関係もございまして、今後そういう動きがございましたらば検討してまいりたいと考えております。以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、5番田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君） ホタテガイの生産には、自然が相手でございますので、様々な状況が降りかかってくるというふうなことで、これもまたひとつ大変な事業であるというふうなことは本当に皆さん認識していることで、また、心も痛めているというふうなことだと思います。ただいま町長のほうからは今後の対策としまして、いろいろ漁業者のほうから要望があれば期待に沿いたいというふうな旨の答弁であったかと思っております。そのようにした町長からの声があれば、漁業者もこれからまたひとつ安心の材料というふうなことで事業に取り組めるものと考えます。どうか今後とも漁業者に対しましては、さらなる御支援をお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長（船橋健人君） 以上で、5番田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休憩し、午後の再開は1時30分といたします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議 長(船橋健人君) 会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。4番、亀田弘徳君の登壇を許します。「はい、議長」の声あり)はい、4番亀田弘徳君。

4 番(亀田弘徳君) 4番亀田弘徳です。通告に基づき質問いたします。

私の質問は、大きく二つあります。一つは、「平内中央病院のこれからについて、時代に合わせた改革を」、二つ目は、「災害時の対応能力を引き上げるために」です。

一つ目の質問に入ります。

平内中央病院のこれからについて時代に合わせた改革を。

公立病院を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の対応に追われたこの2年間で大きく変わりました。感染症の拡大時に、公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されたとして、総務省は、2024年度までに病院の経営強化計画を作成するよう要請してまいりました。

我が平内中央病院は、現在平成32年度までの新公立病院改革プランを昨年11月に一次改訂し、改革を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応が常態となる新たな状況の下で、新たな方針に合わせ、時代に沿うことが求められております。

そこで、質問いたします。

一つ、病床利用率についてですが、利用率は平成29年度の91パーセントを最高値としまして、3年移動平均でおおむね85パーセント以上を維持してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行で利用率の低下が懸念されております。令和3年度の実績見込みはどうであったか。また、病床利用率を改善するための方策について町の考えをお伺いいたします。

二つ、令和3年度平内中央病院新改革プラン推進委員会において、電子カルテの導入・運用により事務負担の軽減と外来待ち時間の短縮ができているとの評価でありました。電子カルテの運用が進んだ現在は、さらに軽減できているのかどうかお伺いいたします。

また、外来待ち時間についてもさらに短縮できたか、それについてもお伺いいたします。

待ち時間の短縮は外来の増につながると考えておりますが、待ち時間の短縮へ向けた病院の取組についてお伺いいたします。

三つ、薬の処方箋を繰り返し使える「リフィル処方箋」が導入されることになっております。導入により病院の経営への影響がどの程度になると考えるかお伺いいたします。病院の経営強化計画の作成にはこの影響を織り込み、経営の改善に努める必要があると考えておりますが、町の考えをお聞かせください。

四つ、以前、小児科休診により外来患者数が激減しました。小児科外来が再開したことは、地域医療の確保にとって重要な役割であり、人口減少を食い止める一つの要素でもあると考えております。小児科の再開により患者数の増がどの程度であったのかお伺いいたします。

また、さらに外来を引き込むための方策についてお伺いいたします。

五つ、入院患者への無料Wi-Fiの提供時間についてであります。

現在、午前7時から午後9時までの提供ということになっておりますが、この提供開始時間を1時間程度早めてもいいのではないかと思ひ、お伺いいたします。

二つ目の質問です。「災害時の対応能力を引き上げるために」。

大規模災害が発生したとき被災者の支援や廃棄物処理、罹災証明書の交付、施設の復旧など、基礎自治体が担わなければならない仕事というのは多岐にわたります。また、平時と違う業務とその量の多さに自治体の職員の負担は非常に大きくなります。他自治体からの応援受入れに当たっても、応援受入れ担当者の役割、内容、必要人数の把握、応援受入れを要請するまで、受け入れてからの流れというのを事前に整理した「受援計画」の策定が必要となります。2016年4月に発生した熊本地震の際、熊本県で災害時にこうした受援計画を策定していた自治体はなく、そのため地震時の混乱に加え、応援職員と物資の受入れに多くの課題を残したというのが当時の担当者の言葉だといいます。社会の中で人は一つの役割、フレーム、レイヤーの中で生きているわけではなく、平時は町の職員として活動していても、実はその町内会の運営に携わっているですとか、子供たちのスポーツ競技の運営に携わっている、あるいは消防団の団員として防災に携わっているといった様々な役割を重ねて担っております。災害時には人が様々な役割を複数に担っていることが浮き彫りとなり、そうした避難者、被災者支援、防災活動への注力が行われる段階になって、職員の全てが災害対応業務を担うことができないということが明らかとなるということが想定されます。他の自治体や民間からの応援要請を円滑に受け入れるためには、受援計画を策定している必要があるという次第です。

そこで質問いたします。

一つ、災害時に他自治体や民間からの応援要員を円滑に受け入れるための受援計画の策定の予定についてお伺いいたします。

二つ、個別避難計画の策定状況についてお伺いいたします。現在、町が把握している担当者がどれくらいで、避難計画の策定の進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

三つ、個別避難計画の策定で問題になるのが避難行動要支援者に対し、災害時の「避難支援」が定められていないということがありますが、この部分を残して「避難場所」、その他「避難支援の留意点」など、できる範囲のところを避難の支援等に必要な事項を個別に策定しておくことはできないか、そうした点についてお伺いします。

四つ、先般、青森地域広域事務組合議会議員として、新高機能消防指令システムを視察する機会に恵まれました。視察の中で青森市の地図に避難行動要支援者がマッピングされているのを拝見しました。聞くと、情報提供さえあれば、平内町の分も反映できるということであります。町が把握している避難行動要支援者の情報をこの新高機能消防指令システムへ反映させておけば、災害時に消防でもこの情報を基に救助・救難活動が行えます。この情報提供について町の考えをお伺いいたします。以上、壇上からの質問です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 亀田弘徳議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「平内中央病院のこれからについて時代に合わせた改革を」の一つ目、「令和3年度の病床利用率の実績見込みと低下した病床利用率の改善方策について」であります。議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症、感染拡大により全国的に受診控えの傾向が続き、その影響は当院の病床利用率にも顕著に表れ、令和3年度は74.6パーセントにとどまる見込みでございます。これは前年度比7.3ポイントの減少であり、公営企業法の全部適用をし、経営改革に取り組んできた平成27年度以降で最も低い数字でございます。令和4年度においても新型コロナウイルス感染症は、終息の目途が立っておらず、以前として厳しい状況ではありますが、改善方策としては、二次医療圏において、当院が担っている回復期の立ち位置をより一層明確に打ち出し、県立中央病院をはじめとする急性期からの受入れを強化し、患者獲得に努めてまいります。

また、地域包括ケアシステムの一翼を担うべく、町内クリニック、老人・介護施設等関係機関との連携を強化し、入院から退院、退院から施設入所、または在宅に至る全ての段階で患者支援に関わりながら、病床利用率の安定・確保に努めてまいります。

次に、二つ目「外来の待ち時間短縮に向けた取組について」であります。電子カルテを導入する令和元年度以前の来院から会計終了までの平均時間は、内科で2時間7分、外科で1時間51分でしたが、徐々に短縮改善され、令和3年度は、内科で1時間29分となり、38分の短縮、外科では1時間20分となり、31分短縮されました。電子カルテの導入により、一定の効率化が図られ、待ち時間の短縮につながったと評価しております。しかし、限られた医師数での診察のため、どんなに効率化しても患者個々の診察時間を短くすることはできません。

また、救急患者への対応や検査内容によって時間がかかることもございますので、これ以上の大幅な時間の短縮は期待できないと考えております。

いずれにいたしましても、医師確保が一番の方策であり、平内中央病院を存続させる上でも喫緊の最重要課題でございます。

次に、三つ目「リフィル処方箋の導入による病院経営への影響について」であります。このリフィル処方箋は、令和4年度調剤報酬改定において、症状が安定している患者について、「医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる」仕組みであります。つまり、医師が判断した一定期間であれば、患者は医師の診察を受けずに処方薬を受け取ることができるという制度であります。一見、患者にとってメリットのあるような制度でございますが、その一方で、受診機会が減ると経過観察の機会も減ることになり、病状の変化を把握しにくく、医療事故のほか、患者の病状によっては健康被害を引き起こす可能性も含んでおります。

また、リフィル処方箋で有害事象が生じた場合、その責任は薬剤師ではなく処方した医師が問われるという二重のリスクがございます。これらを総合的に判断し、現時点ではリフィル処方箋を導入する予定はございません。

次に、四つ目「小児科再開による患者数の増とさらに外来を引き込むための方策について」であります。令和3年4月に10年ぶりに再会した小児科外来の延べ患者数は2,551人、1日平均10.5人、その診療報酬は約1,600万円、平均単価約6,274円になる見込みでございます。外来全体では、前年比793人増の延べ2万4,658人ですが、小児科を除くと前年比1,758人減となる見込みであり、町の人口減少と新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えなどが影響したものと考えられます。今後の方策・方針として、小児科外来は、保健事業とも連携しPRするなど、さらなる周知広報活動に努めてまいります。

また、当町の人口減少が進行しても高齢者人口は現状と変わらない見通しであり、医療需要自体は今後も大きく減少しないと考えておりますので、基本的には、これまでの診療体系を維持しつつ、外来という観点にとらわれず、オンライン診療も活用しながら、在宅への訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、訪問栄養指導をさらに充実、強化してまいります。

次に、五つ目「入院患者への無料Wi-Fiの提供時間について」であります。昨今のスマートフォンやタブレット端末の普及により利用者が増加している若年層の患者獲得に向けた方策として、無料Wi-Fiの環境を整備し、令和4年5月19日より運用を開始したものです。利用時間については、治療・看護方針の観点から、患者の十分な療養・睡眠間を確保するため、午前7時から午後9時までとしております。運用を開始して間もないため、現段階では時間の変更は考えておりませんが、利用状況や患者の要望に応じて柔軟に対応してまいります。

いずれにいたしましても、議員ご承知のとおり、総務省はこれまで二度にわたり公立病院経営のガイドラインを策定し、再編・ネットワーク化や経営の効率化等に取り組むよう求めてきたところですが、令和2年度で終了した前改革プランについては、コロナ禍で新たな指針が示されないまま1年が経過したところです。今般、令和4年3月末に、新たに示された「持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」では、「公立病院経営強化」と銘打ち、公・民の適切な役割分担の下で、僻地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにするとされており、限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点が重要視されています。平内中央病院においては、経営改革の歩みを止めることなく、令和3年11月に前プランを暫定的に延長し、取り組んできたところですが、新たにガイドラインが示されたことで、今年度中に再度の見直しを行うこととしております。今後も地域に愛され、患者に選ばれる病院を目指し、経営強化に取り組んでまいりますので、ご支援、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

次に、第2点目の「災害時の対応能力を引き上げるために」の一つ目「受援計画の策定予定について」であります。大規模災害時に、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する状況下であっても、災害応急対策や被災者支援等の業務を行う必要がありますが、被害規模場大きい場合には、求められる対応の内容や量が増加するため、町単独での対応が困難になる場合がございます。このような大規模災害発生時には、災害対策基本法や、平成30年に青森県及び県内40市町村が締結している「災害時における青森県市町村総相互応援に関する協定」等に基づき、他の自治体等から職員の派遣、物資の提供等が行われることとなります。その際、他の自治体や民間企業等からの各種支援を最大限に活用し、災害応急対策や被災者支援等を迅速かつ的確に行うため「受援計画」の策定が求められているところでございます。応援職員等の受入れそのものについては「受援計画」の策定が必須とされておりませんが、応援職員等の円滑な受入れのためには、当町においての計画の策定を進めていかなければならないところと認識しているところでございますが、現状としては防災担当職員の人員不足等の理由により計画の策定に向けた作業が難しい状況のほか、民間のコンサルタント等に計画の作成を委託する場合においても、国の法律での義務づけがある他の優先すべき町の計画策定など、財政状況からも厳しい状況であります。

次に、二つ目「個別避難計画の策定状況と対象者について」であります。昨年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。現在、当町では未作成となっており、対象者も把握しておりません。しかしながら、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点からも、個別避難計画の作成は必要であると考えておりますので、介護が必要な高齢者の方など、自ら避難することが困難な方のうち、ハザードマップで危険な区域に住む方や、独居または夫婦二人暮らしの方など、計画作成の優先度が高い方について、関係機関と協力しながら実効性のある個別避難計画の作成に向けて検討してまいります。

次に、三つ目のご質問であります。先ほども申し上げましたとおり、昨年5月の改正により、計画の作成が災害対策基本法に位置づけられました。当該法律には、計画に記載する事項の一つとして「避難支援等実施者の氏名または名称、住所または居所及び電話番号その他連絡先」と規定されております。したがって、議員ご提案の件につきましては、実効性ある計画の作成には「避難支援者」を定めることが不可欠であると考えております。

次に、四つ目「要支援者情報の新高機能消防指令システムへの反映について」であります。本年3月に青森地域広域事務組合消防本部より、要支援者名簿の提供依頼があり、町担当課より名簿の提

供を行っております。先日、消防本部に確認したところ、現在、システムに反映させるための入力作業を順次行っているところであり、6月中には完了予定とのことでしたので、システムへの反映により、今後は、より迅速で確実な救助活動が実施可能であると考えております。以上でございます。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） 答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問のほうに入らせていただきます。最初の平内中央病院の改革の関係でありまして、まず、遠隔地診療についてちょっとお聞きしたくて、お聞きいたします。

令和3年度の平内中央病院新改革プランの推進委員会の議事録というのがホームページに載せられておりまして、この中で、遠隔地の遠隔診療というのをもう少し頑張りたいというようなことが書いてありました。国のほうの公立病院の医療提供体制の確保支援事業というのが令和3年度で創設されたというのがあって、その中に遠隔地診療の支援という項目が入っておりまして、こうした国のほうでの支援というのが入ってきておりますので、この遠隔地診療、それから今のコロナ禍でオンラインの面接の実施も行われているということですので、こういったものをもう少し増やす、あるいはオンライン面会というのをやっているんですよということをもう少し周知して、それを利用する人が少しでも増えるようにというふうにさせていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（船橋健人君） はい、病院事務局長。

平内中央病院事務局長（小形正樹君） ただいまの亀田議員のご質問にお答えいたします。

遠隔診療、平内中央病院ではオンライン診療を今年2月から取り入れて、実績も何件か上がっております。これにつきまして、医療の立場から申しますと、今日、院長が出席しておりませんが、基本的には対面診療が患者さんにとって一番の最善でありまして、オンライン診療での病状の確認の難しさや、本人の承諾が得られての初めての診療となりますので、その都度、患者の状態を見ながら医師が適切に判断して、オンライン診療に足りるということであれば、積極的に活用してまいりたいと思いますし、今後、そういうふうなPRの機会がありましたら、ホームページも含めて活用しながら、オンライン診療もオンライン面会につきましても、行っていきたいと考えております。以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） 具体的にオンライン診療及びオンライン面会というのは大体今のところ何件あったんでしょうか。

議長（船橋健人君） 病院事務局長。

平内中央病院事務局長（小形正樹君） 再度お答えいたします。

オンライン診療につきましては、今件数のほう、具体的に把握しておりませんので、お答えできないのですが、オンライン面会につきましては、週に3件程度ございまして、1か月当たりですと4週で12件から15件程度の実績があり、大分定着してきているものと思っております。ただ、看護の時間、合間を縫ってのオンラインの面会になりますので、そういう医療体制の中での時間確保からなかなか件数を増やしていくことができないという実情もございまして、今後需要に合わせて、そういった見直しもしていこうと考えております。以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） 今年の春に新病院改革プランというのが新しくなって、それにこれから対応し

ていくということでありますけれども、公立病院の新設・建て替え等について、今新しくなった国のほうの計画だと、建築単価を引き上げて対応するというような形になっているようです。こうしたふうに建築単価の引き上げとかで公立病院の新設・建て替え等に対して、地方交付税措置をちょっと上げますよということになっていきますけれども、こうした事柄に対して、今後の病院のインフラ整備とか、何か考えておりますでしょうか。

議長（船橋健人君）はい、小形病院事務局長。

平内中央病院事務局長（小形正樹君）ただいまの質問にお答えいたします。

現在の平内中央病院は、新築・移転しまして26年が経過しております。この建設時の残債が令和7年度末まで残っておりまして、現時点では、新たな建築ということでは考えておりませんで、老朽化対策で令和4年度予算では、ボイラーの更新の実施設計を計上しておりますので、そういったことを順次進めながら、次期、また人口減少も見ながら新しい病院ということが必要になれば、その都度検討してまいりたいと考えております。

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君）病院の今後について展望いただきまして、ありがとうございます。

まだ残債が残っているということですので、インフラについては直しながら使っていくという理解で考えていきたいと思えます。

それでは、二つ目の災害時の対応能力の引き上げについての再質問に移ります。

災害の応援の受入れ計画というのは、ちょっとつくるのが難しいということではあるんですけども、今般ですね、日本・千島海溝の特措法案が可決されたというのは、私の前の同僚の議員の方からも幾らか触れているところがあります。このこうした支援、国のほうから支援計画で応援しますよというようなことをいろいろな補助とか、支援とか、助成とかというのは、今後とも出てくると考えられますけれども、受援計画がですね、こうした財政の支援をする条件の中に入る可能性もありますので、人がいない、なかなかその計画を立てるのはいろいろ考えなきゃいけないことが多くて、人手が取られて面倒だと思いますけれども、どうにか今後何年とか、3年以内とか、4年以内とかっていうので、少し目標値をいただきたいのですが、それについてはどうでしょうか。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの亀田議員のご質問にお答えいたします。

今のところ前の議員にお答えしたとおりですね、平内町はですね特別強化地域には指定されない予定になっております。この特別強化地域に指定されない限りですね、国の補助金とかを活用することがなかなか難しいのかなと思っておりますので、これから新たにですね、また国のほうでその受援計画のほうが必要で、それが条件でなければ補助金が出ないというメニューとかが出た場合にですね、そこは検討してやっていきたいと思えます。また、ほかの自治体のですね、受援計画のほうを見ますと、やっぱりページ数では100ページ以上をやっている市町村がほとんどで、もしこれをコンサルに例えばお願いするとなればですね、やっぱり400万円、500万円の金額がかかるのかなと思っておりますし、今の管財の職員の体制の中ではなかなかこれを100ページ作成するとなると、やっぱり時間的な制約もあったりして、なかなか難しいんですけども、議員さんの要望に応えられるように、努力して、できるところは頑張って、自分たちでできるところはやってみたいなというところはちょっと希望してはありますので、そこはご理解していただきたいと思えます。以上です。

議長（船橋健人君）以上で、4番、亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。

◇

日程第2、質 疑

議長（船橋健人君）日程第2、「議案第46号」から「議案第53号」までの以上8件を一括して議題とし、質疑を許します。（「はい」の声あり）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）私がお伺いしたいのは、直接この議案の中身ではありませんが、この交付金の流れについてちょっとお伺いいたします。

国から県を通して物価対策に対しての臨時交付金の申請ってというのが提出期限が4月下旬ですか、それまでに提出してくれと、そういう中で、現在事務的にどのような項目、何をそういう対象として申請しようとして考えておるのか。

また、提出日をいつ頃にしておるのか、これについてお伺いします。

議長（船橋健人君）田中課長。

企画政策課長（田中正美君）お答えいたします。

国からの今年度のコロナの臨時交付金につきましては、今年度分で、今資料を持ってきてはいないんですけども……。 （「コロナじゃない物価対策の臨時交付金」の声あり）

議長（船橋健人君）暫時休憩します。

（午後2時03分 休憩）

（午前2時06分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

ただいまの田中光弘議員の質問につきましては、議題外でありますので、削除させて、元へ戻していただきます。

それでは、「議案第46号」から「議案第53号」までの質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

◇

日程第3、議案付託

議長（船橋健人君）日程第3、議案の付託を行います。

お諮りします。

「議案第46号」の案件は、お手元に配布の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、以上の各案件については、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

◇

日程第4、陳情付託

議長（船橋健人君）日程第4、陳情の付託を行います。

陳情文書表の要旨を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（佐々木一成君）それでは、陳情文書表の朗読をいたします。

受理番号、陳情第1号。

受理年月日、令和4年3月28日。

件名、女性のトイレの維持及びその安心安全の確保について。

陳情者の住所、氏名、神奈川県大和市中央2-1-15、5階、大和法律事務所内、女性スペースを守る会・LGBT法案における性自認に対し慎重な議論を求める会、共同代表山田響子他3名。

陳情の要旨、労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である男性用と女性用に区別して設けることにつき、今後ともこれを崩さないよう所管の厚生労働省に申し入れ、また、公的な建物内公衆便所や大規模小売店等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらのトイレにおいて女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策を取るよう国に意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

付託委員会、総務福祉常任委員会。

次に、受理番号、陳情第2号。

受理年月日、令和4年4月11日。

件名、国民の祝日海の日を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情。

陳情者の住所、氏名、東京都千代田区平河町2-6-4、海運ビル、海事振興連盟、会長、衛藤征士郎。

陳情の要旨、国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年から施行されておりますが、平成15年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となっていました。我が国と海と歴史、歴史的、文化的及び経済、社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海を巡る様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っております。

以上の趣旨から、地域振興の見地からも国民の祝日海の日を7月20日に固定化するよう国に意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

付託委員会、総務福祉常任委員会。

以上で陳情文書表の朗読を終わります。

議長（船橋健人君） 会議規則第95条の規定により、「陳情第1号」、「陳情第2号」は、総務福祉常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日9日は各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、明日9日は休会とすることに決定しました。

来る6月10日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。どうもご苦労さまでした。

（午後2時13分 散 会）

令和4年第2回平内町議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月10日

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、総務福祉・経済文教常任委員会報告
日程第 2、議案第47号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
日程第 3、議案第48号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 4、議案第49号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案
日程第 5、議案第50号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕
日程第 6、議案第51号 財産の取得について〔平内町消防団口広分団小型動力ポンプ付積載車〕
日程第 7、議案第52号 平内町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 8、議案第53号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 9、発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案
日程第10、議案上程（提案理由及び議案概要説明）
日程第11、議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について
日程第12、議員派遣の件

追加日程

- 日程第13、発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案
日程第14、発議第6号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案

出席議員 10名

議長 船橋 健人君	副議長 木村 良一君	2番 田中 大君
3番 小笠原 智鶴子君	4番 亀田 弘徳君	5番 田中 茂勝君
6番 太田 満則君	8番 倉内 清一君	9番 佐々木 徳正君
10番 田中 光弘君		

欠席議員 1名

7番 七尾 潔君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長 船橋 茂久君	副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤 英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊 仁志君
町民課長 工藤 隆之進君	福祉介護課長 塩越 信子君
福祉介護課指導監 竹達 暁教君	健康増進課長 松山 秀子君
健康増進課指導監 大水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田 千代志君
水産商工観光課長 畑井 幸治君	地域整備課長 佐々木 隆志君

地域整備課上下水道管理室長	近藤 吏君	会計管理者	飯田 剛志君
平内中央病院事務局長	小形 正樹君	消防監消防署長	木村 秀人君
教育長	渡辺 伸一君	学校教育課長	須藤 鉄博君
生涯学習課長	船橋 英樹君		

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一成 事務局長補佐 片山 潤一

振鈴（午前10時 開議）

議長（船橋健人君）ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が10人でありますので会議は、成立します。

ここで、諸報告を行います。

議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（佐々木一成）それでは、議長報告を朗読します。

本日、町長より「議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について」の1件が追加提案されましたのでご報告します。以上で議長報告の朗読を終わります。

議長（船橋健人君）以上で諸報告を終わります。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



日程第1、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議長（船橋健人君）日程第1、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、付託案件の審査報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により「議案第46号」及び「陳情第1号」、「陳情第2号」の以上3件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

総務福祉常任委員長（田中光弘君）総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。当委員会に付託されました。「議案第46号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分以上1件について、6月9日審査会を開き、慎重審査の結果「可決すべきもの」と決定しましたのでご報告いたします。

また、付託を受けていた「陳情第1号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」、「陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化をする意見書の提出を求める陳情」について、6月9日審査会を開き慎重審査の結果いずれも「採択すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。4番亀田弘徳君。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

経済文教常任委員長（亀田弘徳君）経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第46号 令和4年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分以上1件について、6月9日審査会を開き、慎重審査の結果、「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。（「はい」の声あり）はい、太田満則君。

6番（太田満則君） 私は、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定するという陳情について、反対の立場から討論いたします。ご承知のとおり、祝日は昭和23年、法律第178号国民の祝日に関する法律に基づき制定されたものでございます。その中の第3条第1項により国民の祝日は休日とする。第2号は、第2項は国民の祝日が日曜日にあたる時は、その日の後において、その日に最も近い国民の祝日がない日を休日とする。3項は、その前日及び翌日が、国民の祝日である日は休日すると、このようになってございます。いわゆるハッピーマンデーと言われる制度であります。ちなみに元旦1月1日、年の初めを祝う。天皇誕生日、2月23日天皇の誕生を祝う。春分の日、春分の日自然を称え、生物を愛しむ。憲法記念日、5月の3日日本国憲法の主権国の成長を期するなどと、全部で15、この日にちが祝日として定められております。

その中で、今回提案の「海の日」は7月の第3月曜日、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う、このように規定されております。そのほか、月曜日が祝日となっている日は、成人の日は1月の第2月曜日、敬老の日は9月の第3月曜日、スポーツの日は10月の第2月曜日と3日が、同じ月曜日の取り扱いとなっております。

今回提案になっているものは、海の日だけをこのようになってございます。今話したみたいに、残り「成人の日、敬老の日、スポーツの日」も私は、同様の取り扱いをするべきだとこのように思います。以上の理由から反対いたします。

議長（船橋健人君） そのほか。

賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） それでは討論を終わります。

最初に「議案第46号」を採決します。

この採決は、起立で行います。

お諮りします。「議案第46号」委員長報告は「可決すべきもの」であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（起立者：2番田中 大議員、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君、8番倉内清一君、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君、11番木村良一君）

議長（船橋健人君） 着席願います。起立多数でございます。

したがって「議案第46号」は「可決」されました。

次に「陳情第1号」を採決します。

この採決も起立で行います。

お諮りします。「陳情第1号」委員長報告は「採択すべきもの」であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（起立者：2番田中 大議員、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君、8番倉内清

一君、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君、11番木村良一君)

議長(船橋健人君) 着席願います。起立多数です。

したがって「陳情第1号」は「採択」と決定しました。

次に、「陳情第2号」を採決します。

採決は起立で行います。

お諮りします。「陳情第2号」委員長報告は「採択すべきもの」であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立者：2番田中 大君、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君、8番倉内清一君、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君、11番木村良一君)

議長(船橋健人君) 着席願います。

起立多数です。したがって「陳情第2号」は「採択」と決定しました。



日程第2、議案第47号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第2、「議案第47号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について説明を求めます。「はい」の声あり) はい、税務課長。

税務課長(渡邊仁志君) 「議案第47号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。「はい」声あり) はい、田中光弘君。

10番(田中光弘君) 今回の改正案は、限度額の引き上げとそれと、これまでですとセットで法定減免の拡大・拡充と7割・5割・2割の減免の拡充、セットでありましたけども、それに代わりまして昨年、条例化なされたこのコロナウイルスによつての減免のセットに変わったわけなんですけど、これ三つほど伺います。事務的なことですので宜しくお願いします。

一つはですね、この医療分と後期高齢者の支援分、この賦課の限度額を超過する世帯数をお知らせください。

二つ目に、賦課限度額に達する世帯の割合お知らせください。

三つ目に、限度額改正に伴う影響について、お伺いいたします。以上。「はい、議長」の声あり)

議長(船橋健人君) はい、税務課長。

税務課長(渡邊仁志君) ただいまの質問にお答えいたします。

限度額を超過する、世帯数ですが。医療分につきましては、250世帯から8世帯減少して、242世帯となります。また、後期高齢者支援金分等については、311世帯から14世帯減少して、297世帯見込まれてます。

2点目の限度額に達する世帯の割合ですが、改正前では13パーセントでしたが、今回の改正で12パーセントに減少する見込みです。

3点目の影響額の見込みでございます。改正する前と、後では約780万円増額効果が見込まれております。以上です。

議長(船橋健人君) そのほかございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認め質疑を終結します。

これより、討論を行います。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第47号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第47号」は「可決」されました。



日程第3、議案第48号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第3、「議案第48号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について説明を求めます。（「はい」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（渡邊仁志君）（「議案第48号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第48号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第48号」は「可決」されました。



日程第4、議案第49号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第4、「議案第49号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、福祉介護課竹達指導監。

福祉介護課指導監（竹達暁教君）（「議案第49号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより、採決します。

お諮りします。「議案第49号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第49号」は「可決」されました。

◇

日程第5、議案第50号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕

議長（船橋健人君）続いて日程第5、「議案第50号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）（「議案第50号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第50号 財産の取得について〔除雪グレーダ〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第50号」は「可決」されました。

◇

日程第6、議案第51号 財産の取得について〔平内町消防団口広分団小型動力ポンプ付積載車〕

議長（船橋健人君）日程第6、「議案第51号 財産の取得について〔平内町消防団口広分団小型動力ポンプ付積載車〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第51号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第51号 財産の取得について〔平内町消防団口広分団小型動力ポンプ付積載車〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第51号」は「可決」されました。

◇

日程第7、議案第52号 平内町過疎地域持続的発展計画の変更について

議長（船橋健人君）日程第7、「議案第52号 平内町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、企画政策課長。

企画政策課長（田中正美君）（「議案第52号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第52号 平内町過疎地域持続的発展計画の変更について」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第52号」は「可決」されました。



日程第8、議案第53号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

議長(船橋健人君) 日程第8、「議案第53号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、町長。

町長(船橋茂久君) (「議案第53号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第53号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は「同意」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第53号」は「同意」されました。



日程第9、発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案

議長(船橋健人君) 日程第9、「発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「議長」の声あり) はい、田中茂勝議員。

5番(田中茂勝君) それではご説明いたします。「発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」について、ご説明申し上げます。地方自治法の一部改正に伴い、本会議において公聴会制度及び参考人制度を活用し、専門的・政策的な意見等を議会の討議に反映させるため、公聴会の開催及び参考人の招致に関する規定を定めるものであり、平内町議会会議規則の一部を改正するものであります。以上のことから、私が提出者となり、倉内清一議員ほか4名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げまして、提案説明といたします。なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第4号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「発議第4号」は「可決」されました。

◇

日程第10、議案上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君）日程第10、「議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について」を上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君）おはようございます。只今、上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。議案審議の参考に供したいと存じます。

「議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について」であります。令和3年11月24日に所有者から住宅を長期間留守にするために閉栓依頼を受け、閉栓処理を行う際に職員の誤操作が原因で通水状態となり、被害者宅内が浸水したことにより一部の壁床等に損害を与えたことに関し、損害賠償額を定め和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び13号、地方公営企業法第40条第2項並びに平内町水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を要することから提案するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

◇

日程第11、議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について

議長（船橋健人君）日程第11、「議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、近藤室長。

地域整備課上下水道管理室長（近藤 吏君）（「議案第54号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第54号」は「可決」されました。

◇

日程第12、議員派遣の件

議長（船橋健人君）日程第12、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第122条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元に配布してあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。

議 長（船橋健人君）ここで資料配布のため暫時休憩します。

（午前10時39分 休 憩）

（午前10時41分 再 開）

議 長（船橋健人君）配布漏れはございませんか、それでは休憩を取り消し会議を再開します。

ただいま、田中光弘君ほか4人の連名により、「発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案」について、「発議第6号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案」が提出されました。この際「発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案」について、「発議第6号 国民の祝日「海の日」を7月20日への固定化を求める意見書案」についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第5号」、「発議第6号」は日程に追加し議題とすることに決定しました。

◇

日程第13、発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案

議 長（船橋健人君）日程第13、「発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案」についてを議題とします。本案について、提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）「発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案」について、ご説明申し上げます。労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないよう所管の厚生労働省に申し入れ、また公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、かつ女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要であります。

以上のことから、女性トイレの維持及びその安心安全の確保をするよう私が提出者となり、小笠原智鶴子議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案」については「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第5号」は「可決」されました。

◇

日程第14、発議第6号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案

議 長（船橋健人君）日程第14、「発議第6号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案」についてを議題とします。本案について、提出者の説明を求めます。（「はい」の声

あり) はい、10番田中光弘君。

10番(田中光弘君) 「発議第6号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案」について、ご説明申し上げます。国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となっております。わが国と海との歴史的、文化のおよび経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であります。

以上のことから、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化するよう私が提出者となり、小笠原智鶴子議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明といたします。なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。(「はい」の声あり) 太田満則君。

6番(太田満則君) そうすれば、反対の立場で討論を申し述べさせていただきます。

先ほど、話したみたいに国民の祝日ということで、15、1年のうちに15日の祝日があると、そして、この、今案件になった「海の日」も、その一つであります。私は何も祝日がおかしいと言っているのではないんです。今回話になったみたいに、月曜日この月曜日になって、休みを増やすといういわゆる「ハッピーマンデー」この元になっている、祝日がこのほかにもあるということで、私は、そうなんであれば、やはりそれ以外の日にち、例えば「成人の日、敬老の日、スポーツの日」皆さんも記憶にあるかと思いますが、スポーツの日はこれまで、10月10日と、それは東京オリンピック、前の東京オリンピックが開催されたその日を記念する、そういう意味での10月の10日でした。それが、今は10月の第2月曜日とこういう具合になって、やはりつくったときの主旨は分からないわけではないんですが、こういう具合にして日にちが動くということについては、やはり問題があるんじゃないかなとこう思います。今回この「海の日」だけを決まった日に戻すということについては、ほかの日もやっぱり変えるべきでないかということで、反対討論とします。以上です。

議長(船橋健人君) そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論を終結します。これより採決します。

採決は、起立で採決します。

本案に、賛成の方の起立を求めます。

(起立者：2番田中 大君、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君、8番倉内清一君、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君、11番木村良一君)

議長(船橋健人君) 着席願います。

賛成多数で、本案は「可決」されました。

したがって「発議第6号」は「可決」されました。



議長(船橋健人君) 総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議

員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に調査することに決定しました。



議 長（船橋健人君） 以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。(「はい、議長」の声あり) はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 閉会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。去る6月6日開会いたしました、本定例会では、本年度一般会計補正予算案、条例の改正案追加議案並びに人事案件など、合わせて9件御提案申し上げましたが、本日全案件とも、それぞれ御議決、御同意をいただき誠にありがとうございました。

なお、一般質問あるいは各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に、今後とも予算の執行並びに事務事業について、遺漏のないよう万全を期してまいりたいと考えております、議員皆様方にはこれまで以上の御支援、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げまして御挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

議 長（船橋健人君） これをもちまして、令和4年第2回定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(午前10時53分 閉 会)

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

